

史跡板付遺跡保存活用計画

令和5年3月

福岡市

史跡板付遺跡保存活用計画目次

第1章 保存活用計画策定の目的と経過	1
第1節 策定の経緯	1
第2節 策定の目的	1
第3節 計画期間	2
第4節 計画の対象区域	2
第5節 策定の体制	3
第2章 史跡をとりまく環境	4
第1節 関連計画及び関連法令	4
1. 上位計画・関連計画	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 上位計画・関連計画の概要	4
2. 関連法令	6
(1) 文化財保護法	6
(2) 都市計画法	6
(3) 景観法	7
第2節 地理的環境	8
1. 概要	8
2. 地形	9
(1) 海・島しょ	9
(2) 平野	9
(3) 山・丘陵	9
(4) 河川	9
第3節 歴史的環境	10
1. 原始	10
2. 古代	11
3. 中世	11
4. 近世	12
5. 近現代	13
第4節 社会環境	14
1. 人口	14
(1) 福岡市	14
(2) 博多区と板付北校区	16
2. 交通	17
(1) 鉄道・道路	17
(2) バス	18
3. 災害	19
(1) 水害	19
(2) 地震	19

第3章 史跡の概要	20
第1節 指定地の概要.....	20
1. 指定地の概要	20
(1) 当初指定	20
(2) 第1回追加指定	20
(3) 第2回追加指定	21
(4) 第3回追加指定	21
2. 指定の範囲	22
第2節 調査の成果	23
1. 地理的環境	23
2. これまでの調査と研究	25
3. 周辺の関連遺跡	30
4. 水稲耕作の伝播	30
5. 史跡指定地における発掘調査の成果	31
第3節 整備・活用の経過	37
1. 公有化の経過	37
2. 整備の経過	37
3. 活用事業	38
第4章 史跡の本質的価値	39
第1節 史跡の本質的価値	39
第2節 史跡の構成要素	40
1. 本質的価値を構成する諸要素	40
2. その他の諸要素	40
(1) その他の時代の地下遺構	40
(2) 本質的価値と間接的に関係する要素	40
(3) その他の要素	40
第5章 保存活用の現状と課題	49
第1節 保存管理の現状と課題	49
1. 保存管理の現状	49
2. 保存管理の課題	50
第2節 活用の現状と課題	50
1. 活用の現状	50
2. 活用の課題	50
第3節 整備の現状と課題	53
1. 整備の現状	53
2. 整備の課題	53
第4節 運営・体制の現状と課題	54
1. 運営・体制の現状	54
2. 運営・体制の課題	54

第6章 基本理念	55
第7章 基本方針	56
第8章 史跡の保存管理	58
第1節 保存管理の方向性	58
第2節 保存管理の方法	58
1. 保存管理の方法	58
2. 通常管理	59
3. 緊急時の対応	60
第3節 現状変更の取り扱い基準	60
第4節 追加指定と公有化	63
1. 追加指定	63
2. 公有化	63
第9章 史跡の活用	64
第1節 活用の方向性	64
第2節 活用の方法	64
1. 情報発信と最先端技術の積極的利用	64
2. 教育における活用	64
(1) 学校教育における活用	64
(2) 社会教育における活用	64
3. 地域における活用	65
4. 観光における活用	65
5. 多様な史跡との連携	65
第10章 史跡の整備	66
第1節 整備の方向性	66
第2節 整備の方法	67
1. 既整備地（A・Bゾーン）の整備の方法	67
(1) 保存のための整備	67
(2) 活用のための整備	67
2. 未整備地（Cゾーン）の整備の方法	67
(1) 整備方針	67
(2) ゾーニング及び動線計画	68
(3) 遺構表示	69
(4) 施設計画	69
①名称サイン	69
②説明板	69
③境界標・防護柵	69
④車止め	69
⑤休憩施設	69
(5) 整備プラン	70

(6) 未整備地の供用後に想定される活用イメージ.....	71
①透過パネルを通して見る弥生の風景.....	71
②周辺住民の日常的な利用.....	71
③遺構表示から学ぶ当時の稲作.....	71
第11章 史跡の運営・体制の整備	72
第1節 運営・体制の方向性.....	72
第2節 運営・体制の方法	72
第12章 今後のスケジュール	73
第1節 計画の実施	73
第2節 保存活用のスケジュール	73
1. 保存管理.....	73
2. 活用.....	73
3. 整備.....	73
第3節 経過観察.....	73

第1章 保存活用計画策定の目的と経過

第1節 策定の経緯

国史跡板付遺跡（以下「本史跡」という。）は福岡平野を貫流する那珂川と御笠川にはさまれた中位段丘及び沖積地に立地する周知の埋蔵文化財包蔵地板付遺跡内に位置し、弥生文化形成期の集落や水田遺構などにより全国的に知られている史跡である。

史跡指定地は福岡市博多区板付2丁目、3丁目及び5丁目に位置し、昭和51（1976）年の史跡指定以降、現在までに平成12（2000）年、平成14（2002）年、平成18（2006）年の追加指定を経て、31,044.47㎡が史跡指定を受けた保護の対象となっている。また、現時点で指定地の約96%にあたる29,948.87㎡については公有化を完了させている。

史跡の整備・公開については、昭和51（1976）年の当初指定地を中心に行っており、まず平成4（1992）年に指定地西側のBゾーン約9,000㎡において復元水田や覆屋の公開を行い、続いて平成7（1995）年には東側のAゾーン約18,000㎡において、復元された環濠集落の公開を開始している。また整備・活用にあたっては「見学者のみんながムラ人になる道草博物館」「みんなでムラ作りをしよう」等のコンセプトのもと、大型模型や復元展示、出土遺物などにより、その歴史的な物語を楽しく知るとともに、農作業等様々な体験ができるよう工夫を凝らしており、これまでに多くの「ムラ人」を迎えてきた。

このように史跡指定後45年以上、整備公開後30年が経過した現在、本市における重要な歴史資源である本史跡の保護を適切に進めるため、現状と課題を分析・検討し、保存・活用のための基本的考え方を整理し、取り組みの方向性をまとめた『国史跡板付遺跡保存活用計画』（以下「本計画」という。）の策定を進めるものである。

第2節 策定の目的

本計画は、史跡の価値と構成要素を明確化し、周辺環境を含めた史跡としての保存・管理、活用と整備を図ることを目的に、以下の点に配慮して策定するものである。

- 本史跡が有する価値を分析・整理し、次世代に確実に継承するための方向性を明示する。
- 本史跡の保護を関係機関と共に確実に遂行し、地域をはじめ広く市民に親しまれ、多くの見学者が訪れるよう保存・整備・活用の方針を明示する。

本計画の策定に際しては、市民が史跡として認識、愛着、誇りをもち、保護を図りながら利用できるように、まず、史跡としての価値を明確にし、次に現状と課題を整理する。その上で、今後の活用・整備に関する現時点での方針を示す。

以上の点をふまえ、以下の8項目を本計画の作成にあたり、各章において明文化する。

- ①本史跡とその周辺環境の特徴を踏まえ、史跡指定に至るまでの歴史的経緯を明らかにする。
- ②本史跡が有する様々な価値を整理し、史跡としての価値を明らかにする。
- ③本史跡におけるこれまでの保存・活用について、現状と課題を整理する。
- ④本史跡を構成する遺構をはじめ、既存の工作物や説明板などの様々な要素について、保存・管理・整備・活用に関する方向性を示す。
- ⑤管理運営に関しての方針や方法を示す。
- ⑥本史跡を活用するための方針や方法を示す。
- ⑦本史跡の保存管理のための整備や、活用のための整備について方針や方法を示す。
- ⑧本計画策定後の保存活用に関しての取り組みについて期間を設定し内容を示す。

第3節 計画期間

本計画の期間は、令和5(2023)年4月1日から令和15(2023)年3月31日までの10年間とする。なお、社会情勢の急激な変化や遺跡の現状の変化があった場合は計画の見直しを検討する。また、計画期間終了時には実施経過を精査し、変更・改定を行う。

第4節 計画の対象区域

本計画の対象とする区域(以下「計画区域」という。)は、史跡として指定を受けている範囲とする(図1-1)。なお、都心近郊に位置する指定地周辺はすでに都市化が進展しているところであり、本史跡が位置する周知の埋蔵文化財包蔵地である板付遺跡においては、今後も各種の開発に伴う発掘調査の実施が想定され、関連遺構が確認される可能性がある。したがって、今後の調査・研究の進展の結果、史跡指定に相当する重要な遺構が確認された場合は、史跡への追加指定や公有化、計画区域の拡大について個別に検討する。

また現在の史跡地は道路等により分割されており、保存・管理・整備・活用を行う中で東側をAゾーン、西側をBゾーン、南側をCゾーンと呼称している。

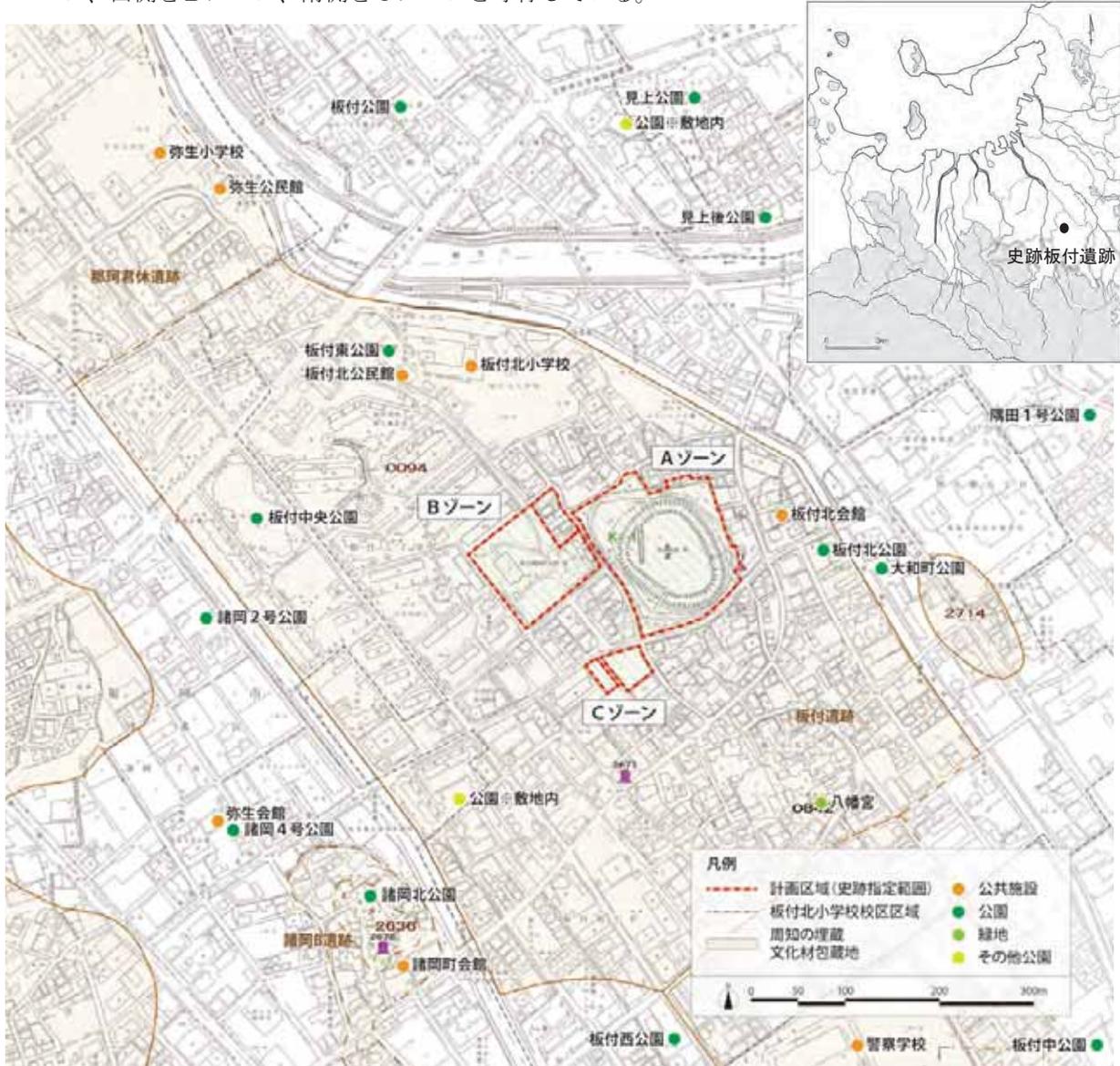


図1-1：計画対象区域

第5節 策定の体制

本史跡における保存・活用の現状と課題を分析・検討し、保存管理・活用・整備・運営体制に係る基本的考え方を検討するにあたり、有識者としてヘリテージマネジメント・考古学・史跡整備・IT情報発信の各分野の専門家と地域関係者に「国史跡板付遺跡保存活用検討会」で意見を伺い、本計画の検討を行った。

【有識者は五十音順】

有識者	入佐 友一郎	九州歴史資料館文化財企画推進室参事補佐	史跡整備
有識者	小西 勝三	板付北校区自治協議会 会長	地域代表
有識者	重藤 輝行	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授	ヘリテージマネジメント
有識者	徳永 美紗	Code for FUKUOKA 代表	IT 情報発信
有識者	古澤 義久	福岡大学人文学部歴史学科准教授	考古学

指導助言	浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官
	中井 将胤	文化庁文化資源活用課整備部門文化財調査官
	下原 幸裕	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課技術主査

事務局	天本 俊明	福岡市経済観光文化局長
	吉田 宏幸	福岡市経済観光文化局理事
	川口 英仁	福岡市経済観光文化局文化財活用部長
	長家 伸	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課長
	今井 隆博	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課史跡整備活用係長
	黒木 千聖	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課史跡整備活用係
	中尾 祐太	福岡市経済観光文化局文化財活用部史跡整備活用課福岡城跡整備係

第1回検討会

日時：令和4年11月8日（火）

場所：福岡市博物館 多目的研修室

内容：本計画案の検討

第2回検討会

日時：令和5年2月7日（火）

場所：福岡市博物館 多目的研修室

内容：本計画案の検討

第2章 史跡をとりまく環境

第1節 関連計画及び関連法令

1. 上位計画・関連計画

(1) 計画の位置づけ (図2-1)

本史跡は文化財保護法（法律第214号）を基にその保護が行われるものであると同時に、本市における上位計画である「福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画」などに則した保存管理や活用を進める必要がある。また、土地利用に関する諸計画や文化行政、観光など、活用に関する計画についても配慮する必要があるため、ここで保存・活用に関連する計画等について整理する。

本計画は文化財のマスタープランである『福岡市歴史文化基本構想』やアクションプランである『福岡市文化財保存活用地域計画』に即したものとして位置づけられる。

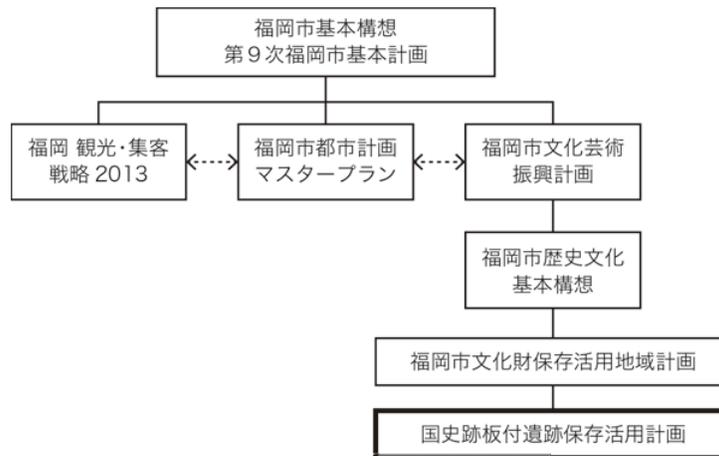


図2-1：計画の位置づけ

(2) 上位計画・関連計画の概要

①福岡市基本構想 第9次福岡市基本計画（平成24(2012)年12月策定）

基本構想では目指すべきまちの将来像として次のような4つの都市像を掲げている。

○福岡市がめざす都市像

「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」

- 1 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市
- 2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市
- 3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市
- 4 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市

基本計画では、基本構想で示した都市像を実現するために、八つの基本目標とその達成のために取り組む施策を政策別に示している。そのうち、目標5「磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている」のなかで史跡に関する内容が示されている。

目標5「磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている」

福岡市が有する歴史文化資源を市民の財産として保存・整備し、福岡市の貴重な観光資源として、誰もが親しみやすいストーリー性を付加しながら特色ある観光資源を合わせ、エリアとしての魅力向上を図り、日本で唯一の重要な歴史上の遺構や史跡等を観光資源としてさらに磨き上げ、魅力的な観光地となるよう取り組むとしている。

②福岡市都市計画マスタープラン（平成26(2014)年5月策定）

- ・基本理念として「交流を育み、都市の成長を図る都市づくり」、「地域の特性を活かし、生活の質を高める都市づくり」、「自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり」を掲げている。
- ・景観づくりの基本的な方針において、神社や寺院などを核とし、伝統や歴史を活かした景観形成を図る歴史・伝統地区を位置付けている。

③福岡 観光・集客戦略2013（平成25(2013)年3月策定）

- ・『世界No.1のおもてなし都市・福岡』の実現を目指して「誘客」、「MICE 振興」、「魅力づくり」、「観光の産業化」の4つの力点を設定している。
- ・「魅力づくり」の戦略として「2000年に及ぶ歴史資源の観光活用戦略」を掲げ、福岡にしかない歴史資源を磨き上げ、それらを巡る観光を提案することを明記する。

④福岡市文化芸術振興計画（令和元(2019)年6月策定）

- ・基本目標「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」の実現に向けて、「アジアを視野に、多彩な人々が集う文化芸術の振興」などを政策目標として掲げている。
- ・地域に継承される伝統文化や伝統芸能に関する取組についての支援、伝統工芸に関して伝統と芸術と産業の協働への支援等、「歴史資源、伝統文化や伝統工芸等による新たな魅力創出」を目指している。

⑤福岡市歴史文化基本構想（平成31(2019)年3月策定）

- ・歴史文化基本構想とは地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するためのものであり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想である。
- ・構想では、文化財の価値を都市の活力や都市の魅力向上の資源としていくことを目指し、「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」を目指す方向としている。
- ・基本方針では、人々の文化財の「価値・資源性」に対する認識を高め、さらに「知る」・「守る」・「活かす」ことが促進されるサイクルの構築に取り組むとしている（以下「本市歴史文化構想」という。）。

⑥福岡市文化財保存活用地域計画（令和4(2022)年7月認定）

- ・歴史文化基本構想を踏まえ策定した、文化財の保存活用に関するアクションプランであり、本市が推進する様々なプロジェクトを踏まえつつ、市民と行政の連携による文化財の保存活用の具体的な施策を定め、その推進により文化財を保存しながら活用していく好循環を生み出していくことを目的としている。
- ・基本目標として、2000年都市の歴史文化を継承し、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創出するため、文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取り組みの推進を掲げている。

2. 関連法令

(1) 文化財保護法

本史跡は、同法第 109 条(指定時は第 69 条)第 1 項に基づき史跡に指定され、指定地の周辺は広く周知の埋蔵文化財包蔵地「板付遺跡」として知られている。

また、史跡の所有者等は、保存及び活用に関する計画を作成し、国の認定を申請することができる。

①史跡の現状変更

指定地内において現状を変更する行為を行う場合は、同法第 125 条第 1 項に基づき、文化庁長官による許可を得なければならない。

②史跡の保存活用計画の認定

同法第 129 条の 2 に基づき、史跡の所有者や管理団体は、保存及び活用のために行う具体的な措置の内容等を記載した保存活用計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

(2) 都市計画法

本市は全域が都市計画区域であり、市街地が広がる範囲は市街化区域となり、山間部や福岡空港については、市街化調整区域となっている。板付遺跡が所在する場所は市街化区域に該当し、土地利用に関する法規制があり、用途地域ごとに建築用途や建蔽率、容積率が決められている。

本史跡はすべて第 1 種住居地域に含まれている(図 2-2)。また、建築物を新築するなど土地の形質の変更を行う場合は、開発許可が必要となる(表 2-1)。



図 2-2：用途地域図

表 2 - 1 : 土地利用規制法等による行為規制の一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
都市計画法	都市計画区域	許可 届出先 ① 住宅都市局建築指導部 開発・建築調整課 ② 住宅都市局建築指導部 建築指導係	① 開発行為 1,000 m ² 以上の開発行為(建築物・工作物を設置する目的で行う行為)について許可が必要。ただし、1,000 m ² 以上の開発行為であっても、農林漁業用倉庫や市が管理する建築を目的として行われる開発行為は許可不要。 ② 建築規制 建築物を建築する場合は、建築基準法に基づき、着工前に建築確認申請を提出し、確認済証の交付を受けなければならない。また、工事が完了したときは、検査を受ける必要がある。	罰金

(3) 景観法

市全域に景観法に基づく景観条例と景観計画が設定されており、一定規模の建物の新築や改築、外壁の改修においては、景観形成基準を満たしたうえで届出を行う必要がある。

本史跡は、一般市街地ゾーン内に所在しており、建築物及び工作物共に、高さ 31mを超えるもの、建築物では延べ面積が 10,000 m²を超えるものが届出の対象となる。

併せて、屋外広告物の住居系地域に該当しており、規格基準が定められている。

景観形成方針

- ・歴史的資源の活用、緑豊かでゆとりある景観づくりを住民と共働で進めます。
- ・建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺のまちなみに調和するよう配慮します。

届出対象行為

届出に係る規模	
建築物	・高さが 31mを超え、又は延べ面積が 10,000 m ² を超えるもの
工作物	・高さが 10mを超える工作物又は幅員が 10mを超え、若しくは長さが 30mを超える工作物(高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものに限る。)の建設等

第2節 地理的環境

1. 概要

本市は、福岡県の北西部に位置し、玄界灘、東シナ海を挟んで、朝鮮半島やアジア大陸と近接している。本市と大韓民国の釜山広域市は直線距離で約 210 kmに過ぎず、これは本市と広島市との距離（約 215 km）よりも近い距離である（図2-3）。この地理的な条件は、本市が大陸との交流拠点として独自の歴史・文化を形成するに至った大きな要因といえる。

本市が市政を開始した明治 22(1889)年当時の市域は、面積 5.09 km²であった。その後、周辺の町村との合併を繰り返し、昭和 50(1975)年の早良町の編入をもっておおむね現在の市域となった（図2-17）。さらに、海浜の埋め立てによっても市域は拡張し、現在の総面積は 343.39 km²となった。

政令指定都市である本市は、7つの行政区（東、博多、中央、南、城南、早良、西）で構成され、北は玄界灘に面し、南は脊振山を境に佐賀県に接している（図2-4）。



図2-3：福岡市とアジアの位置関係

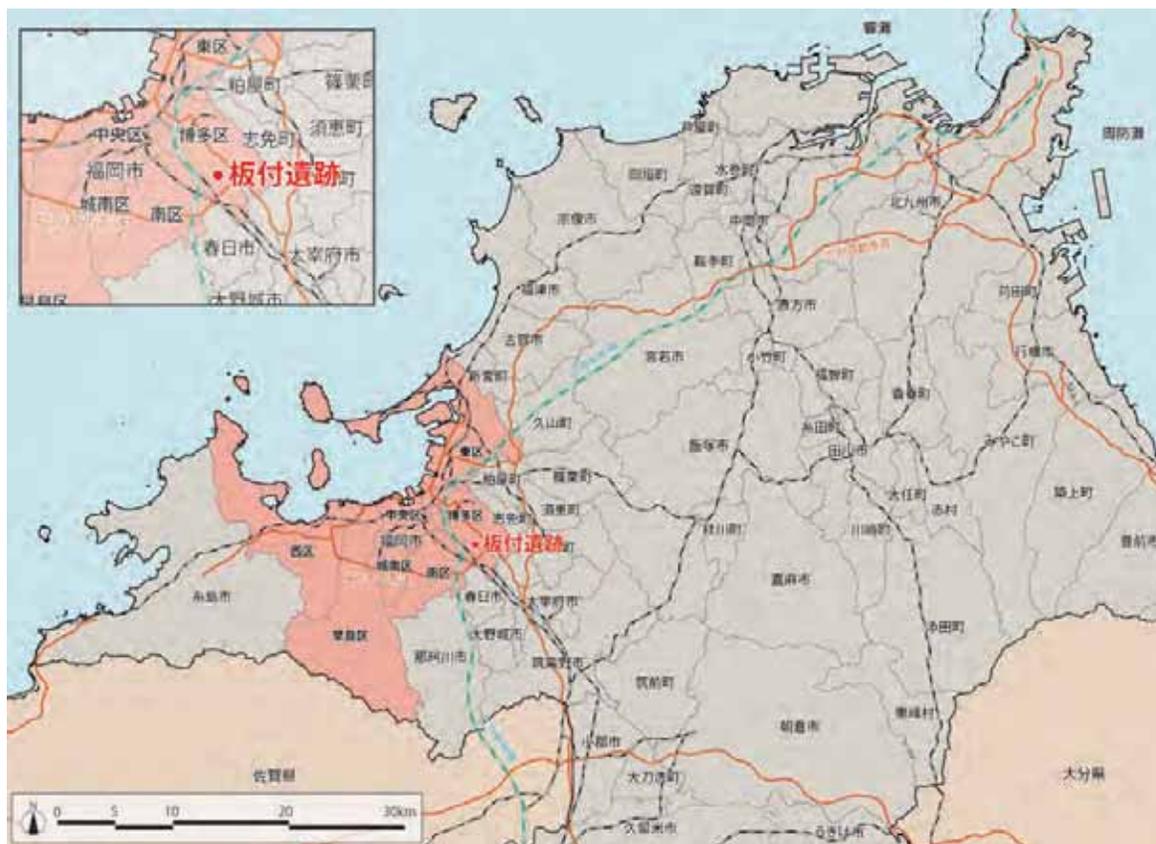


図2-4：福岡市の位置

2. 地形

(1) 海・島しょ

北に玄界灘と博多湾が広がっており、博多湾は糸島半島や海の中道等に囲まれたおだやかな内湾となっている。その地形的条件から古くより海上交通の要所となってきた。また、博多湾は比較的水深が浅いため、海浜部は昭和 50 年代以降大規模に埋め立てられ、新たな港湾施設やシーサイドももち地区およびアイランドシティなどの居住域が形成されている。

沖合には、能古島、玄界島、小呂島などの島しょがあり、漁業を中心とした生活文化が形成されている。また、砂州である海の中道の先端には本土と陸続きとなった志賀島が位置している。

(2) 平野

平野部は、東から糟屋平野、福岡平野、早良平野、糸島平野と呼ばれ、様々な自然の作用により複雑な地形を形成している。

沿岸部は、海面水位の変動や沿岸流、河川作用などにより、砂州と砂丘が形成されている。最大の砂州である海の中道や、博多湾南岸の砂丘上では、歴史的にも漁業、製塩など海に関連する生業のほか、交易品が集積する港が成立している。

砂丘の背後に広がる低地部には、阿蘇火山の火砕物が堆積した台地や、河川による氾濫原や段丘などが形成されている。低地部では主に農業が営まれたが、近代以降は都市化により宅地や商業地へと急速に変化した。

本史跡は、福岡平野を貫流する那珂川と御笠川にはさまれた阿蘇火山の火砕物起源の中位段丘と沖積地に位置しており、台地部分では弥生時代を中心とした竪穴住居や貯蔵穴などの生活遺構や埋葬遺構が確認され、沖積地には弥生時代以降の水田遺構が広がっている。

(3) 山・丘陵

東は立花山 (367.1m) を頂部とする立花丘陵や四王寺丘陵、南から西には油山 (597m)、脊振山 (1,054.8m)、金山 (967.2m)、高祖山 (416.1m) などが連なる脊振山地が位置している。林業や狩猟、山間部を利用した農業が営まれるとともに、大規模な山岳寺院も開かれた。

(4) 河川

河川の多くが、脊振山地等と連なる山と丘陵から、北に広がる玄界灘や博多湾に注いでいる。比較的流域の広い河川として、糟屋平野を流れる多々良川、福岡平野の東側を流れる御笠川と西側を流れる那珂川、油山を源流とする樋井川、および脊振山・金山・高祖山の山麓から水が集まる室見川が挙げられる。

これらの流域には、条里遺構が残されるなど、人々の暮らしと川との歴史的な結びつきを示している。一方で、河川の堆積により形成された低地部では、洪水氾濫により大規模な災害が発生することもあった。

第3節 歴史的環境

良好な内湾である博多湾を有する本市は、古くから海を通じた交流を軸として発展してきた。本市歴史構想においても、本市の歴史文化の特徴を「海を通じた交流を軸に アジアの交流拠点都市として発展を遂げた 2000年を超える歴史文化の重層性」ととらえている。

ここでは、本市の歴史を原始～近現代まで大きく5つの時代区分で整理する。

1. 原始

本市域に人が住みはじめたのは、旧石器時代の約3万年前と考えられている。当時、海面は現在より低く、玄界灘には陸地が広がっており、海とは遠く離れた土地であった(図2-5)。縄文時代になって、気候の温暖化とともに次第に海面が上昇し、玄界灘や博多湾が出現すると、人々は狩猟や採集に加え、魚介類を求め積極的に海へ進出していった。そして船の製作技術や航海術の向上によって、中国大陸や朝鮮半島との活発な交流が始まった(図2-6)。

弥生時代、そのような交流を通して、水稲耕作や金属器製作などの技術が伝わった。水稲耕作のために集落がつけられ(図2-7)、やがて、小さな村が統合されて広い地域を統括する国が生まれた。福岡平野では奴国、糸島平野では伊都国が大きな勢力を持ち、それぞれが中国と直接交渉を行い、奴国王は後漢の皇帝から金印「漢委奴国王」(図2-8)を与えられている。福岡平野においては、弥生時代を通じて多くの遺跡が確認されているが、中でも開始期(早期・前期)の遺跡としては、板付遺跡、比恵・那珂遺跡群、雀居遺跡、諸岡B遺跡などが知られ、初期の集落や水田遺構が確認されている。また、水田経営に関連して、野多目A遺跡や東比恵三丁目遺跡では弥生時代の初期から後期の水田遺構、笠拔遺跡では早期の水路、那珂君休遺跡では後期の井堰が確認されており、各地点で弥生時代の水田に伴う遺構が確認されている。



図2-5：約2万年前の陸地

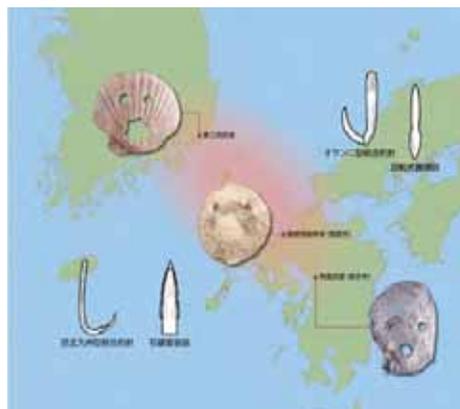


図2-6：朝鮮半島と九州から出土する
貝面・漁具



図2-7：史跡板付遺跡 遠景



図2-8：国宝 金印「漢委奴国王」

古墳時代、畿内を中心にヤマト王権が成立すると、各地に前方後円墳が築かれ、その影響はこの地にも及んだ。海上交通を掌握したこの地の豪族たちは、ヤマト王権が朝鮮半島南部の伽耶地域や百済と交渉・交易する際に、パイプ役として活躍していたと考えられる。古墳の内部に作られた横穴式石室（図2-9）は、朝鮮半島の影響を受けた新しい埋葬施設で、日本で最初にこの地に伝わった。



図2-9：鋤崎古墳の初期横穴式石室（模型）

2. 古代

朝鮮半島内で政治情勢が不安定になると、ヤマト王権は対外交渉と地方支配の拠点として、博多湾岸に「那津官家」（比恵遺跡）や「筑紫大宰」を設置した。斉明天皇6(660)年に百済が滅亡すると、ヤマト王権は百済復興のために救援軍を送ったが、天智天皇2(663)年の白村江の戦いで唐・新羅の連合軍に敗れた。国防・政治体制の変革に迫られたヤマト王権は、筑紫大宰を福岡平野の奥に移し、周辺に水城・大野城・基肄城等の防衛施設を築き、能古島等の湾岸には防人を配置した。

大宝元(701)年には九州全体の統括と外交・軍事を担う「大宰府」が設置された。大宰府の付属機関として博多湾岸に設置された筑紫館は、外国からの使者の迎賓や、唐や新羅へ渡る使節の出発・帰国の場として機能した。

平安時代に入り、この施設は唐の外交施設である鴻臚寺にならって「鴻臚館」の名称で呼ばれるようになった（図2-10）。9世紀以降、遣唐使が派遣されなくなった頃には、唐や新羅の貿易商人たちとの交易の拠点へとその機能を変えた。



図2-10：鴻臚館跡（復元図CG）

3. 中世

11世紀後半に鴻臚館がその役割を終えると、宋の商人たちの交易の拠点は博多へと移り、鎌倉時代にかけて、民間主導の貿易が活発化した。宋の商人の中には博多の町に定住する者もあり、「博多綱首」とも呼ばれ。博多の町には「唐物」と呼ばれる中国風の文物があふれて、にぎわった（図2-11）。

国際貿易都市としてにぎわっていた博多であるが、文永11(1274)年、元軍の襲来に見舞われ、博多の町や管崎宮等が大きな被害を受けた。その後、鎌倉幕府は防衛のために博多湾沿岸一帯に石築地（元寇防塁）を築造した（図2-12・13）。弘安4(1281)年に再び元が襲来したが、石築地の存在や悪天候等によって、上陸による被害を阻止することができた。さらなる襲来に備えて、博多湾岸は警備が強化され、九州の訴訟裁断・軍事を統括する鎮西探題が置かれた。

室町時代には、博多の商人によって日明貿易が主導され、明のほか朝鮮・琉球・東南アジアとの交易が行われた。そのため、地域権力にとって、博多を支配することは重要な課題であった。戦国時代には、大友、龍造寺、毛利など有力な戦国大名が博多をめぐる激しく争い、博多の町は焼打ちなどによって大きな被害を受けた。



図2-11：博多遺跡群出土の青磁碗



図2-12：石築地（元寇防塁）



図2-13：博多湾沿岸に築かれた石築地

4. 近世

天正 15(1587)年に豊臣秀吉が九州平定を成し遂げた後、焼けた博多の町は太閤町割により再編が行われた。この時に現在の博多の市街地形成のベースが整備された(図2-14)。朝鮮出兵の拠点として博多を重視していた秀吉は、博多商人の経済活動に保護を与え、これによって博多の町は再び活気を取り戻した。

江戸時代には、関ヶ原の戦いの功績により筑前国を与えられた黒田長政が、博多の対岸の丘陵地に新たに福岡城と城下町を建設した。那珂川を境にして、新しい城下町「武士の町・福岡」と中世に国際貿易都市として栄えた「商人の町・博多」が併立する「双子都市」が誕生した(図2-15)。参勤交代制度や海運業の発展によって、陸・海の交通網が整備され、唐津街道には箱崎・姪浜・今宿に、三瀬街道には金武・飯場に宿場が置かれた。この頃、港は10か所あり、唐泊・宮浦・今津・浜崎・残島(能古島)の廻船業者による筑前五ヶ浦廻船は大きな利益を上げていた。



図2-14：博多旧図



図2-15：福博惣図（福岡市博物館所蔵）

5. 近現代

明治時代になり、廃藩置県によって福岡県が発足したのち、明治22(1889)年に「福岡市」が誕生した。発足時は人口約5万人・面積約5km²で、九州では鹿児島市、長崎市に次ぐ人口であった。明治32(1899)年の博多港開港や、明治36(1903)年の京都帝国大学福岡医科大学（のちの九州帝国大学医学部）の設置などを経て、明治43(1910)年に現在の天神地区で開催された「第13回九州沖縄八県連合共進会」を契機として市街地の整備が進んだ。さらに、周辺町村との編入を繰り返し、本市は九州一の都市へと発展した。

第二次世界大戦中、昭和20(1945)年6月19日にはアメリカ軍による空襲で、市内の中心部は大きな被害を受けた（図2-16）。戦後は焼け野原からの復興を目指し、市街地は徐々ににぎわいを取戻していった。主要道路や鉄道網の整備が進み、昭和30年代には人口が50万人を突破した。また、第三次産業に特化した産業構造を構築してきたことが人口集中をもたらし、さらに、福岡空港の供用開始や山陽新幹線の全線開通によって陸・海・空の玄関が整備され、昭和50年代にはついに100万人を突破した（図2-17）。

平成元(1989)年に開催された「アジア太平洋博覧会'89（よかトピア）」を契機として、国際イベントの開催やアジアを意識した施設の充実により、福岡を訪れる外国人の数も大幅に増えている。近年では、クルーズ客船の寄港回数が国内最大になるなど、アジアの交流拠点都市として発展を続けている。



図2-16：福岡大空襲後の福岡市街
(福岡市博物館所蔵)

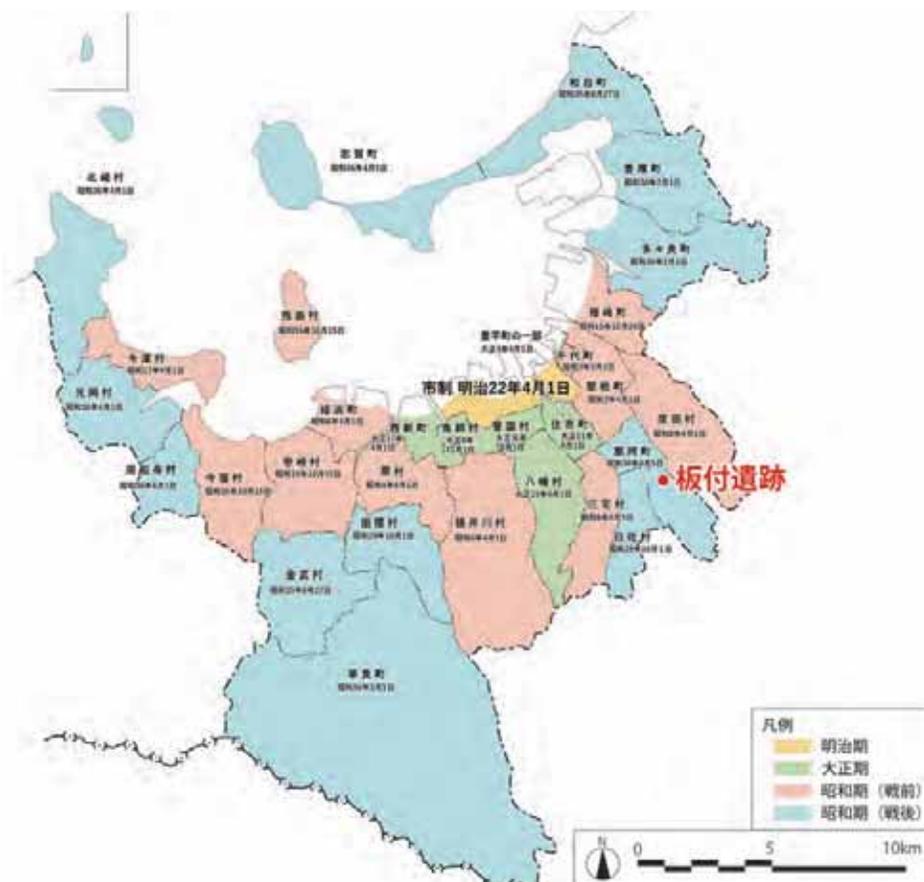


図2-17：福岡市編入の過程

第4節 社会環境

1. 人口

(1) 福岡市（図2-18～20）

本市の人口は、令和2（2020）年の国勢調査で約161万2千人であり、前回調査時点の平成27（2015）年と比較して、4.8%増加し、政令指定都市第5位の人口となっている。

特に、15～64歳の割合は64.5%と全国平均の59.5%を上回っている。さらに本市では、10代・20代の割合が21.0%と政令指定都市のなかで最も若者の割合が高くなっている。これは、市内に大学及び短期大学が20校程立地しており、他都市と比べても学生数が多いためである。20校という数は中国地方、四国地方、九州地方の各県の大学数と比較しても最も多く、本市は「学生の街」といえる。

さらに、老年人口（65歳以上）は総人口の22.1%と全国平均の28.7%を下回るものの、前回より0.4ポイント上昇しており、高齢化が進んでいる。今後も一貫して老年人口が増加し、2040年には全体の31%に達すると予想されている。

本市における人口増加の要因は、主に社会増によるところが大きく、平成23（2011）年から令和元（2019）年までは、毎年1万人以上の転入超過となっていた。自然増減は出生数が死亡数を上回っているが、近年では自然増が減少傾向にある。

また、転入人口のなかには外国人も増加傾向にあり、平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間で8,232人増加している。



図2-18：福岡市の推計人口と年齢構造の変化



図2-19：人口動態（自然増減・社会増減）



図2-20：在留外国人人口

(2) 博多区と板付北校区 (図2-21~23)

令和2(2020)年の国勢調査では、博多区の人口は252,034人で、本市の1,612,392人の15.6%となっている。世帯数は博多区が154,640世帯で、市全体の831,124世帯の18.6%を占めている。人口及び世帯数は年々増加しており、1世帯あたり1.63人で、平成27(2015)年の1.65人から0.02人減少しており、単身世帯が増加している。

本史跡が位置する板付北小学校区は人口が7,107人で博多区の4.6%、世帯数は3,401世帯で博多区の2.2%である。

平成27(2015)年から令和2(2020)年の間に人口は1.02倍、世帯数は1.04倍と世帯数は伸びているが、板付北校区の特徴は人口構成が、男女ともに60歳代から70歳代が市内や博多区での割合と比較して多くなっている。逆に20歳代から40歳代の割合が市内や博多区に比べ低くなっている。また、転入者数の割合は人口比21.0%で、博多区の20.9%と市内の12.3%と比べ、区内で比較するとわずかに高くなっている。

板付北小学校の児童数の推移を見ると、平成12(2000)年の児童数は591人で、平成17(2005)年は481人、平成22(2010)年には309人、平成27(2015)年には353人、令和4(2022)年には343人となり、一時期増加したものの、長期的には減少傾向を示している。

以上のことから、板付北校区では市内及び博多区内で比べると、20歳代の若者や子育て世代等の比較的若い世代が少なく、高齢化が進んでいることがわかる。



図2-21：板付北校区と板付遺跡の位置



図2-22：国勢調査データ



図2-23：国勢調査を基に福岡市が作成したデータ

2. 交通

(1) 鉄道・道路 (図2-24)

市内の主な公共交通機関は、鉄道・地下鉄と路線バス、島しょ部を結ぶ渡船等である。本市では、天神・博多の都心部を中心として、鉄道に沿ってY字型の形で都市が発展してきたが、地下鉄七隈線の開業や福岡外環状道路、都市高速道路の整備等により、放射環状型の交通軸が形成されている。バス路線も充実していることから、市街化区域のほぼ全域が公共交通を利用して30分以内で都心へ移動することが可能であり、交通利便性は高いと言える。

また、新幹線を含む多くの鉄道路線が乗り入れている博多駅、九州島内を中心に全国と高速バス路線で結ぶ西鉄天神バスターミナルと博多バスターミナル、国内線26路線・国際線22路線(平成31(2019)年3月現在)を有する福岡空港は九州の長距離交通の結節点となっている。福岡空港から都心までの所要時間は15分以内と短く、空港から都心部へのアクセスが良いことも特徴の一つである。なお、本史跡へのJRの最寄駅は、竹下駅もしくは笹原駅で、ともに約2.7km、徒歩25分程度の距離にある。

国際拠点港湾に位置付けられている博多港からは、国内外の主要港への航路ネットワークが築かれており、近年では、コンテナ取扱個数や国際乗降客数が増加している。



図2-24：公共交通機関による30分圏内 (出典：福岡市総合交通戦略)

(2) バス

本史跡は、県道 112 号福岡日田線と筑紫通りに挟まれている（図 2-25）。公共交通は、複数のバス路線によってカバーされており、40 系統（博多駅と板付 7 丁目）、41 系統（博多駅と雑餉隈、イオン大野城）、5 系統（大橋駅と板付 7 丁目）が史跡地近くを通過している。41 系統では板付二丁目バス停が、40 系統、5 系統では板付団地第二が最寄りのバス停となっている。



図 2-25：公共交通機関による 30 分圏内（出典：福岡市総合交通戦略）

3. 災害

本市のハザードマップでは、計画区域で予想される災害としては、洪水浸水と警固断層を震源とした地震がある。

(1) 水害

洪水浸水は、御笠川流域など、地盤が低い箇所で想定されている。史跡指定範囲とその周辺は0.5～2.0mの河川浸水区域とされており、本史跡にも影響があると想定される（図2-26）。

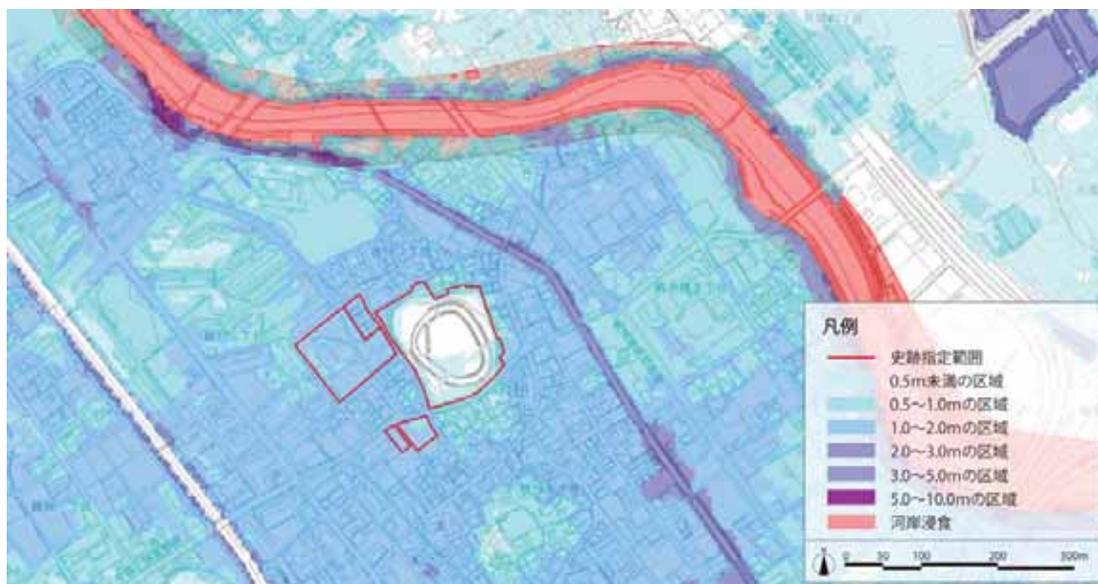


図2-26：河川洪水想定図

(2) 地震

計画区域は、福岡平野を南東に伸びる警固断層に近く、平成17（2005）年3月20日に起きた福岡県西方沖地震では、震度5弱（博多区）を観測している。なお、この地震の影響で、本史跡においても、復元住居の壁面の崩落が発生している（図2-27）。

また、本市が公表している「揺れやすさマップ」においても、警固断層帯南東部を震源としたマグニチュード7.2の地震が発生した場合、博多区のほとんどが震度6強となっており、地震時には一帯でも被害が想定される（図-28）。



図2-27：福岡県西方沖地震による
復元住居内部壁剥離状況

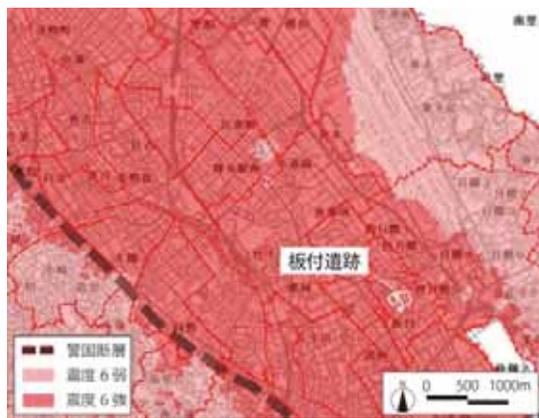


図2-28：揺れやすさ想定図

第3章 史跡の概要

第1節 指定地の概要

1. 指定の概要

(1) 当初指定

史跡の当初指定は、昭和51(1976)年6月21日付け、文部省告示第125号により行われた。概要は以下のとおりである。

所在地 福岡県福岡市博多区板付2丁目

11番ノ1、11番ノ32、11番ノ33、11番ノ34、11番ノ35、11番ノ39、11番ノ50、12番ノ1、12番ノ2、12番ノ3、12番ノ4、12番ノ5、12番ノ6、12番ノ38、12番ノ40、12番ノ41、12番ノ48、12番ノ49、12番ノ50、12番ノ55、12番ノ56、12番ノ57、12番ノ58、12番ノ59、12番ノ60、12番ノ61、12番ノ62、12番ノ63、12番ノ64、12番ノ65、12番ノ66、12番ノ67、12番ノ68、12番ノ69、12番ノ70、12番ノ71、12番ノ73、12番ノ74、12番ノ75、12番ノ76、12番ノ77、12番ノ78、12番ノ79、12番ノ80、12番ノ82、12番ノ83、12番ノ84、12番ノ85、12番ノ86、12番ノ87、12番ノ88、12番ノ89、12番ノ90、12番ノ91、12番ノ92、12番ノ93、12番ノ94、12番ノ95、12番ノ98、12番ノ99、12番ノ100、12番ノ101、12番ノ102、12番ノ103、1000番ノ17、1035番、1036番、2000番ノ22、

同板付5丁目

3番ノ1、3番ノ7、3番ノ8、3番ノ9、3番ノ10、3番ノ11、3番ノ12、3番ノ44、3番ノ46、3番ノ51

右の地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む

指定面積 27,796.44 m²

説明 板付遺跡は、福岡平野の低台地上に形成された環濠を伴う弥生時代の集落跡である。低台地に南北約117メートル、東西約82メートルの卵形を呈する周濠が巡らされている。周濠内では住居跡、袋状貯蔵穴、井戸等が周濠外の東南方の低地では水田遺構、溝等が検出され、また、出土品としては、夜臼式土器、板付I～IV式に属する壺、甕形等の土器、石鏃、石槍等の石器、土製品及び木製品が発見されている。北九州特に玄界灘に面する一帯は日本において最初に弥生文化が形成された地域として知られるが、板付遺跡はそのうちで最も著名な遺跡であり、環濠集落が当時から作られている点からも弥生文化形成期における農耕村落の在り方を考える上で一典型を示すものである。このように板付遺跡は、弥生文化を解明していく上で欠くことのできないものであるとともに、農業生産経済に基づくその後の日本の歴史の進展を考える上で記念すべき重要な遺跡である。

(2) 第1回追加指定

第1回の追加指定は、平成12(2000)年3月16日付け、文部省告示第34号により行われた。概要は以下のとおりである。

所在置 福岡県福岡市博多区板付5丁目

2番2、2番33、2番41、2番43、2番44

指定面積 1,409.41 m²

説明 板付遺跡は北部九州を代表する初期弥生時代集落として著名である。遺跡は福岡平野中央部にあり、平野部を北流する御笠川の左岸の標高約 12mの低台地と、その東西に広がる沖積地に立地する。昭和 26～29 年に日本考古学協会が実施した発掘調査によって、台地上から弥生時代初期の環濠や貯蔵穴、石包丁や大陸系磨製石斧、炭化米などが発見され、弥生時代初期から稲作農耕を基盤にした集落が成立していたことが明らかにされた。それ以来 66 回にわたる発掘調査が実施され、遺跡全体の概要が把握された昭和 51 年に、台地上と西側の水田跡が史跡に指定された。

今回、追加指定を行うのは、台地南西部の沖積地の水田跡である。この地区は、昭和 53 年に福岡市教育委員会が実施した発掘調査で、縄文時代最終末（夜臼式単純期）と弥生時代初頭（板付 I 式期）の 2 時期の水田面が層位を異にして上下に確認された。縄文時代最終末の水田は堰を設けた用水から水を引き込む構造を備えていた。また、水田面には多数の足跡が検出され、以後の多くの水田遺構の調査例の先駆けとなった。この遺構や出土遺物の組成から縄文時代最終末の段階において水田造成と水稻耕作の技術が完成されており、北部九州における本格的な稲作の開始が、従前考えられていた板付 I 式期より遡ることが明らかとなった。

このように、板付遺跡の当地区の水田跡は、当遺跡の初期の段階における集落構造や生産基盤を具体的に示すとともに、本格的な稲作の開始時期を究明するうえでも大きな意義を有している。よって、この範囲を追加指定し、その保存を図るものである。

（３）第 2 回追加指定

平成 14（2002）年 12 月 19 日付け、文部科学省告示第 209 号により行われた。概要は以下のとおりである。

所在地 福岡県福岡市博多区板付 2 丁目

11 番 3、11 番 4、11 番 5、11 番 6、11 番 7、11 番 8、11 番 9、11 番 37、11 番 40

指定面積 1,276.53 m²

説明 福岡市の南部に所在する、弥生文化形成期の様相がわかる、弥生時代初期の環濠集落跡と水田跡。既指定地に接する、用水路を兼ねた外環濠と推定されている部分を追加指定する。

（４）第 3 回追加指定

平成 18（2006）年 1 月 26 日付け、文部科学省告示第 9 号により行われた。概要は以下のとおりである。

所在地 福岡県福岡市博多区板付 5 丁目

1 番 23、1 番 27

指定面積 549.76 m²

説明 福岡平野の低台地上に営まれた弥生時代前期の環濠集落と、その周辺の低地に広がる縄文時代晩期末以降の水田跡からなり、我が国における水田稲作受容期の様相を知る上で重要。今回は、水田域の一部を追加指定する。

2. 指定地の範囲

指定範囲は、図3-1のとおりである。

なお、その後の測量等により、現在指定地は公有地 116 筆・29,948.87 ㎡、民有地 8 筆・1,095.60 ㎡、指定地合計 124 筆・31,044.47 ㎡となっている。

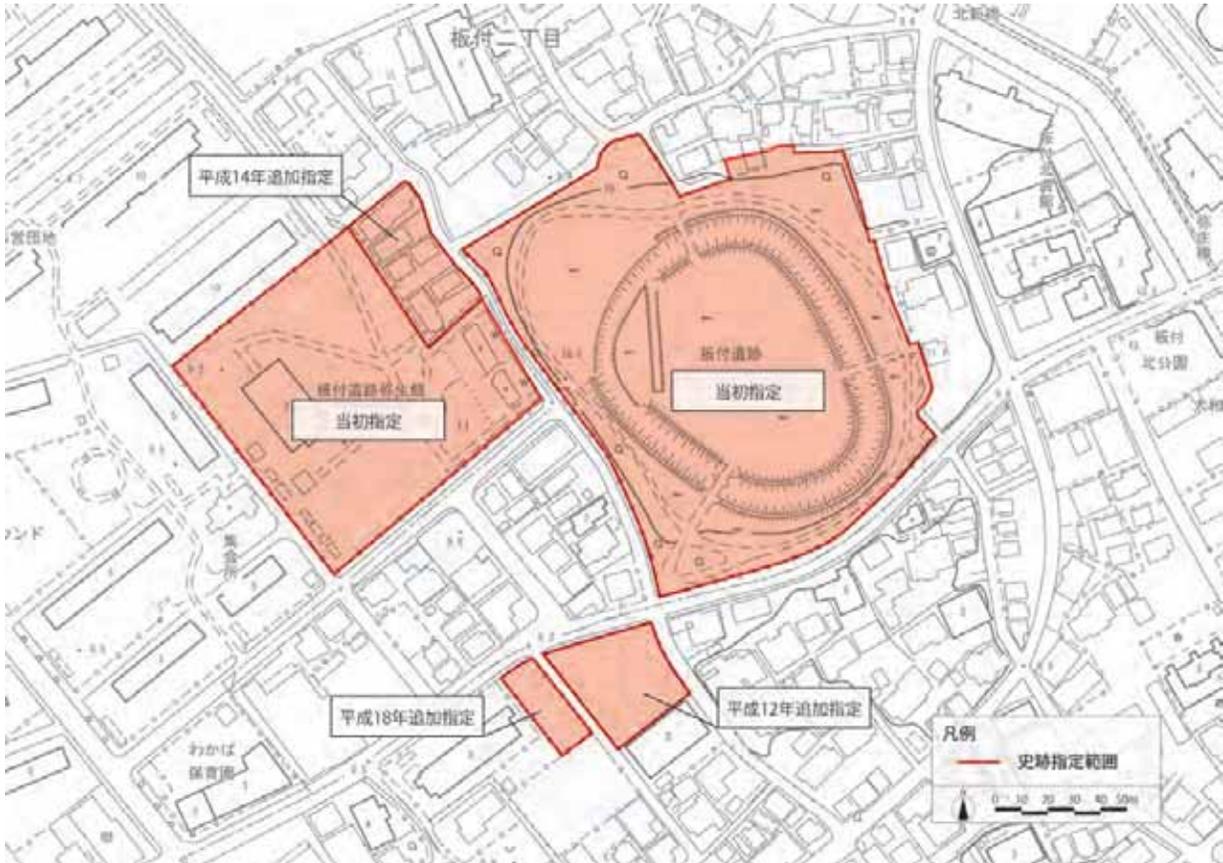


図3-1：史跡指定範囲図

第2節 調査の成果

1. 地理的環境

福岡市の中心部に位置する福岡平野は、平野東部を北流する御笠川と平野中央部を北流する那珂川によって形成され、河川の支流間には南北に延びる中・低位段丘が樹状に延びている。また、現在の御笠川は中流域で諸岡川と分岐している。

周知の文化財包蔵地である板付遺跡は、御笠川と諸岡川に挟まれた中位段丘及びその周辺沖積地に立地し、遺跡の範囲はおおよそ南北長 800m、東西長 500mである。また、中位段丘は二つ鞍部を挟んで、北台地、中央台地、南台地の三つに分けることができる。弥生時代前期初頭の環濠を中心とする本史跡は、このうちの中央台地に位置し、台地周辺の沖積地では、弥生時代早期以降の水田遺構を確認している。

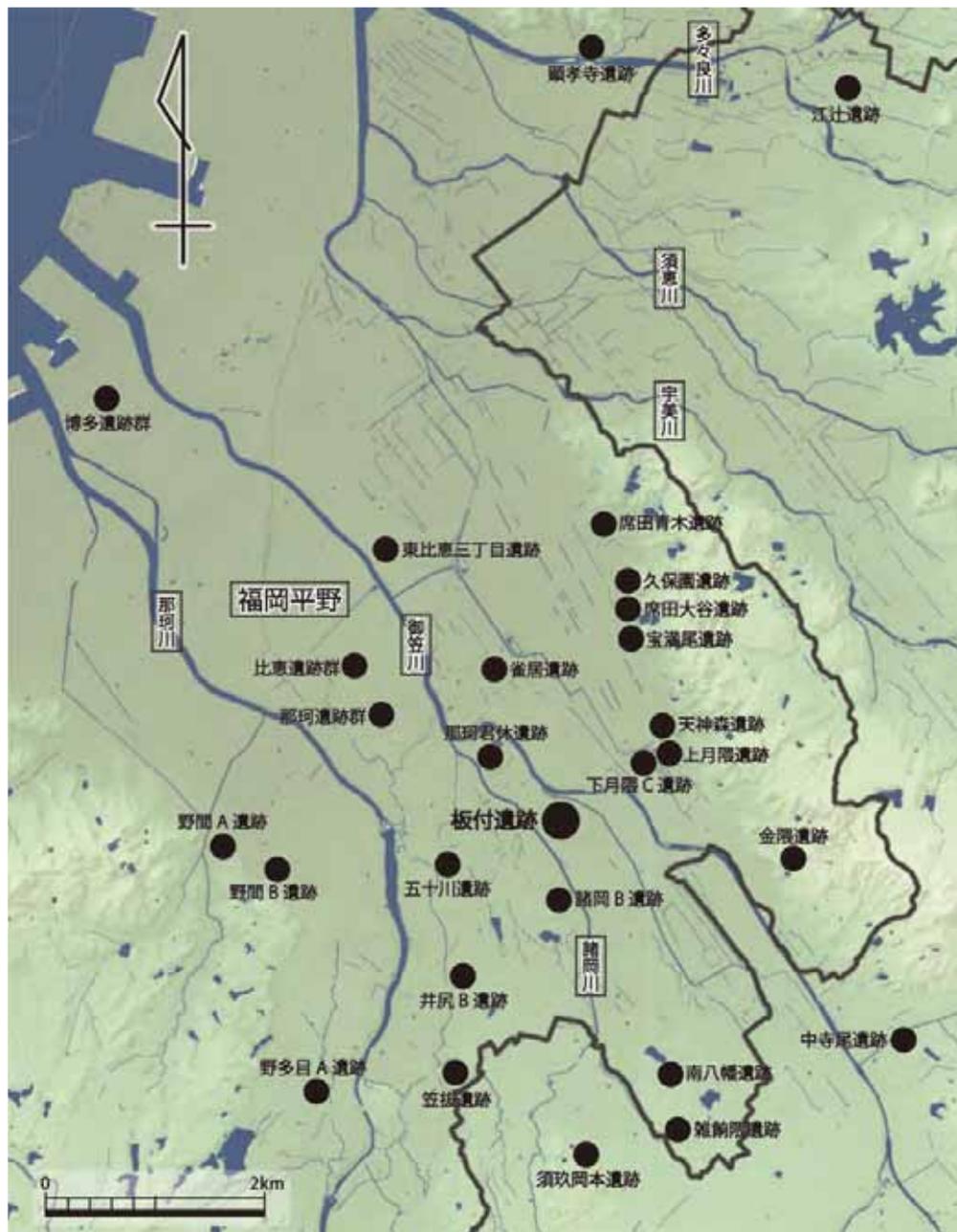


図3-2：板付遺跡と周辺の遺跡分布図

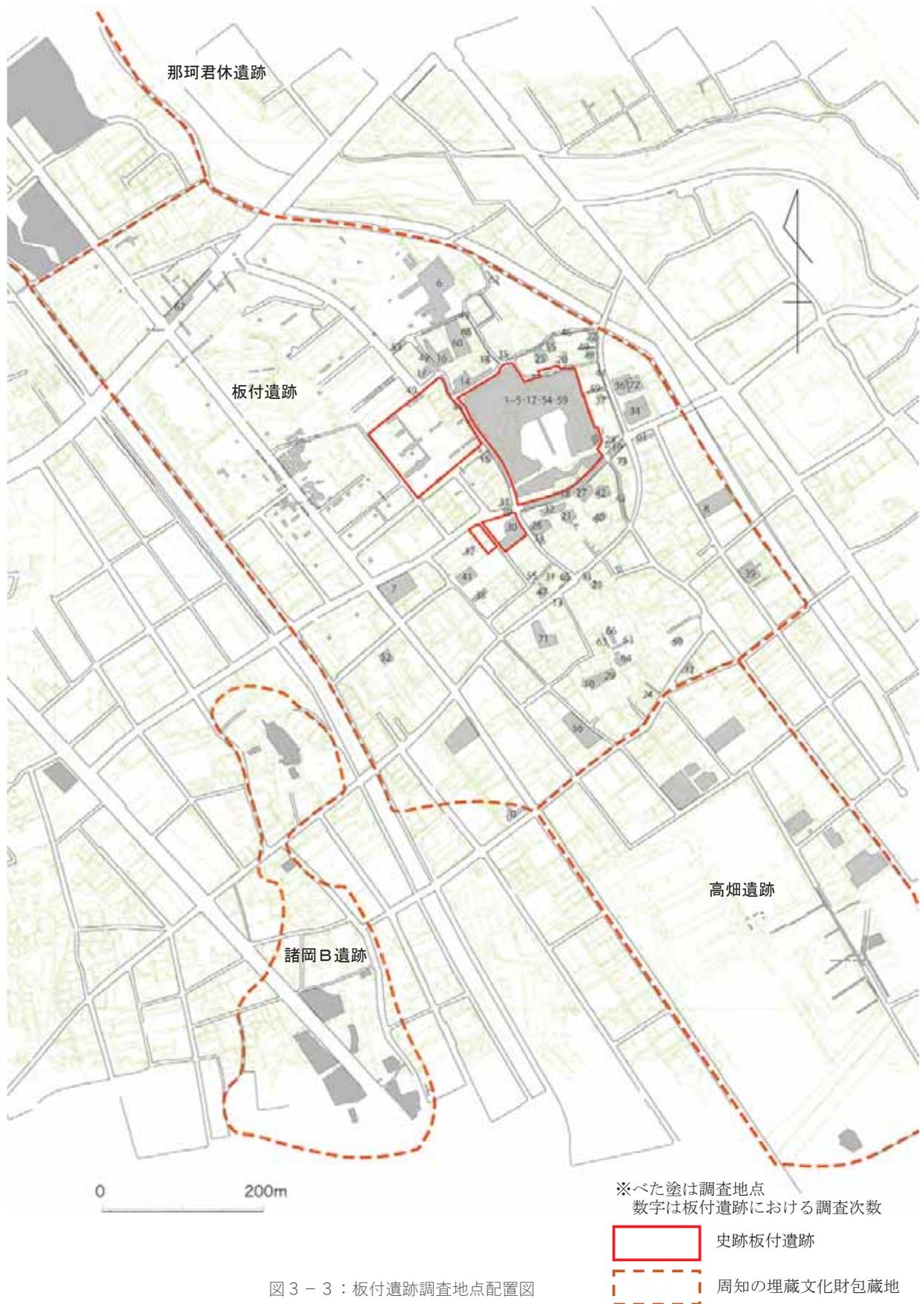


図3-3：板付遺跡調査地点配置図

2. これまでの調査と研究

・板付遺跡での調査

周知の文化財包蔵地である板付遺跡においては、令和4(2022)年9月時点で、78次にわたる発掘調査が実施されており(図3-3・表3-1)、遺構・遺物は旧石器時代から中世まで断続的に存在しているが、弥生時代がその主体を占め、台地上に展開する集落遺構や沖積地上での水田関連遺構などを確認している。

・遺跡の発見

板付遺跡の存在が知られる端緒となるのは、中央台地に位置していた通津寺の過去帳に記載された、青銅製品の発見である。慶応3(1867)年1月5日に境内より銅矛5本が出土したことが記載されており、現在、その出土地点の詳細な位置は不明であるが、史跡指定範囲の環濠内部であった可能性が高いと考えられている。

その後、大正5(1916)年には田端と言われた地点において、もと地祿神社のあった台地を掘削した際に、周辺より一丈ほど高くなった二畝ほどの円墳状の高まりから甕棺6基が発見されそのうちの3基から銅矛・銅剣が出土している(図3-4)。これについては、九州考古学の草分けである中山平次郎博士によって報告され、出土した青銅器7点は、現在東京国立博物館で保管されている。採集された土器片などから、弥生時代前期末～中期初頭にかかる墳丘墓の可能性が考えられる。墳丘墓の詳細な位置は不明であるが、本史跡Aゾーンの南東部に当たると考えられる(図3-27)。墳丘上に据えられていた大石が残されており、現在Aゾーンの南東隅で展示公開している。

・ふたつの土器の共伴発見と本格的調査

昭和26(1951)年1月に中原志外顕氏により、台地上の畑より夜臼式土器と弥生時代前期土器があわせて採集されたことでその共伴関係が認められ、昭和26(1951)年～昭和29(1954)年の4か年にわたる、日本考古学協会弥生式土器文化総合研究特別委員会による発掘調査(1次調査)が行われた。この調査により弧状の濠の一部と弦状濠と呼ばれる大規模な濠状遺構や、貯蔵穴や井戸等の遺構を確認した。また、遺物として夜臼式土器と板付I式土器の共伴が確認されたほか、大型蛤刃石斧・片刃石斧・石剣・石包丁・紡錘車や炭化米などが出土し、縄文時代から弥生時代の移行過程を解明するとともに、弥生時代形成期の農耕集落の様相が明らかとなった(図3-5・6)。

続いて昭和43(1968)年には、日本考古学協会農業部会(2次調査)、昭和44(1969)年には、日本考古学協会農業部会と福岡市

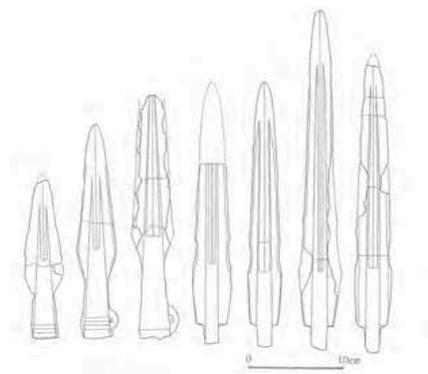


図3-4：田端出土銅矛・銅剣



図3-5：
昭和44年度までの調査成果図



図3-6：第1次調査発掘状況

教育委員会の合同調査（3・4次調査）が行われ、濠は当時の通津寺を中心としてめぐる環濠であることを確認した。

・発掘調査の進展と史跡指定

昭和 46（1971）年には、北台地および西側沖積地に広がる水田地帯約 15 万㎡を対象とした団地建設に先立つ発掘調査が開始された。沖積地の調査では、水路や杭列、矢板で補強された畦畔（図 3-7）など弥生時代の水田関連遺構や、農具をはじめとする木製品などが確認され、初期水稻耕作の技術を解明するうえで重要な資料を提供した。また、北台地では、弥生時代前期前葉～中期初頭までの 108 基の貯蔵穴や甕棺墓 63 基・木棺墓 24 基・土坑墓 27 基からなる埋葬遺構を確認している（図 3-8）。埋葬遺構については、12m 四方以上の無遺構部分があり、墳丘墓の可能性が指摘されている。

また、これに合わせるように、住宅建設や宅地造成などの各種開発がすすめられるようになり、その都度、発掘調査と記録保存が図られてきたが、遺跡の中心部である環濠集落および西側の水田部分について保存を講じることが急務となり、昭和 51（1976）年 6 月 21 日に 27,796.44 ㎡が史跡指定され、保護が図られることとなった。



図 3-7：水田の調査状況



図 3-8：北台地での甕棺墓調査状況

・最古の水田を発見（図 3-9～13）

その後、昭和 53（1978）年に行われた、板付遺跡 30 次調査（G-7a 地区）・31 次調査（G-7b 地区）の調査では、耕作土直下に弥生時代～中世の包含層が形成され、その下位に中世以前の水田土壌を検出した。さらに、下位の洪水砂を除去したところで、幹線水路・井堰・取排水路・畦畔・水田面・支線水路等からなる弥生時代前期初頭に位置づけられる板付 I 式土器段階の水田関連遺構を検出し、井堰周辺では祭祀に使用された土器等が完形で投棄されていた。さらに、その下層では刻目突帯文土器単純期の水田を確認し、ここでも幹線水路・井堰・取排水溝・畦畔・水田面等の遺構を検出した。また、幹線水路の東側の土手からは、まとまって炭化米が出土している。また、G-7b 区では幹線水路に掘りこまれた土坑中より木器の未製品が出土しており、未製品の水漬け施設と考えられている。この調査により水稻耕作の受容を弥生時代の開始と考え、刻目突帯文土器単純期を弥生時代前期初頭である板付 I 式土器との共伴期に先行する弥生時代早期ととらえる見解が示されるようになった。なお、G-7a 地区については初期の段階における集落構造や生産基盤を具体的に示すとともに、本格的な稲作の開始時期を究明するうえでも大きな意義を有しているとして、平成 12（2000）年に追加指定を受けている。

このように板付遺跡は、弥生時代形成期の様相を解明し復元するために欠くことのできない、学史的に貴重な遺跡であり、弥生時代の生活遺構・埋葬遺構・生産遺構が一体となって確認されていることや豊富な遺物が土器編年の基礎となっていることなどが、遺跡の価値を高めている。



図3-9：G-7a・b地区調査遠景（南から）



図3-10：G-7a地区調査遠景（西から）



図3-11：板付Ⅰ式土器期取排水溝の井堰

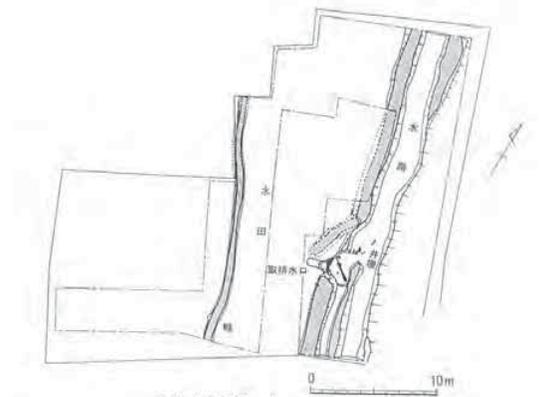


図3-12：刻目突帯文土器単純期の水田

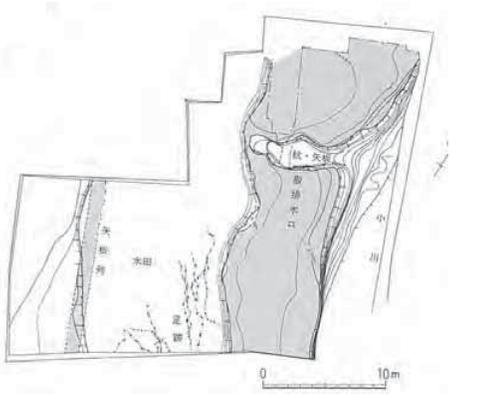


図3-13：板付Ⅰ式土器期の水田

・調査成果の概要（図3-18・27）

主要な調査について概述したが、全体の調査成果についても概略をまとめておきたい。

板付遺跡の調査で時期的に最も遡る遺物としては、後期旧石器時代のナイフ形石器、台形石器、三稜尖頭器、細石核、使用痕のある剥片等であり、弥生時代等の遺物に混入して出土している。また、続く縄文時代では、1か所で遺物包含層の調査が行われ、押型文土器、捺糸文土器、無文土器、刺突文土器等が出土している。

板付遺跡において、人間の営みが大きく展開するのは弥生時代である。沖積地で確認された弥生時代早期の水田遺構は幹線水路に井堰を設置し、水田の水口は取水と排水の機能を備えている。また、水尻からの排水は、下位の水田の用水となっているなど、完成された構造を有している。その後、水田機能の充実や用地拡大の様相を呈するが、水田構造は基本的には中世にいたるまで、ほぼ同様のものであり注目に値する。なお、水田遺構は弥生時代前期末までには、可能な範囲の開発がほぼ完了しており、後期にいたってもおおむね変化はないようである。

また現在、生活遺構は、弥生時代早期には北台地の南西部で小規模なまとまりを確認しているのみであるが、前期になると大規模な環濠が出現し、環濠内の北西部には区画形成のための弦状濠を有する。現時点での削平を考えると、濠の幅2~6m、深さは1~3m、南北約117メートル、東西約82メートルの卵形を呈する周濠となっている。環濠内には、弦状濠で画された部分に40基の貯蔵穴が残る以外は、竪穴住居跡等は認められない。なお、貯蔵穴はこの他、北台地に106基、環濠の南側に57基、南台地に8基以上が確認されている。このほか、早期~前期の埋葬遺構は環濠の北側から北台地に集中しており、甕棺墓・土壙墓・木棺墓が確認され、北端部では墳丘墓の存在も想定されている。また、詳細は不明ながら、前述した青銅器を伴う田端の墳丘墓が後続するものと考えられる。

弥生時代中期には、中央台地の環濠は完全に埋没し、生活遺構としては環濠より南側に20基以上の井戸と数基の竪穴住居跡が確認されている。また、環濠の北側には大型の円形住居跡が3棟確認され、北台地には中期初頭~中葉の甕棺墓群が形成されている。

弥生時代後期には、集落が縮小傾向を見せている。中央台地の環濠北側に16棟以上の竪穴住居跡が確認されているが、面的な広がりを持たないようである。なお、この後期の住居跡の埋土を掘りこんで小銅鐸の埋納遺構が確認されている。

これ以降、沖積地においては近現代にいたるまで継続的に水田が営まれている。また台地部分では、南台地において古墳時代の竪穴住居跡や土坑等が確認されている。さらに南台地の南東側に位置する板付八幡神社の本殿西側に、板付八幡古墳と呼ばれる後期古墳の石室の一部が露出している。その後、南台地の西側縁辺部においては、古代官道（東門ルート）の一部を確認しているが、北側沖積地での延長部分は不明である。その後、中世の遺構遺物に目立つものはなく、近世では南台地の中央で瓦や陶磁器類が出土している。近世の地誌『筑前国続風土記拾遺』によると、「板付村に寛永2（1625）年2月に行館を建てはじめ、寛永6（1629）年に完成、正徳6（1716）年に廃されたが、享保7（1722）年に再建されたが、明和3（1766）年に移され、以後は畑となった。」との記述もあり、黒田家関連施設の存在も推測されている。



図3-14：板付遺跡遠景（西から 時期不明 昭和27年頃か）



図3-15：史跡地周辺上空
（北から 時期不明 昭和27年頃か）



図3-16：史跡地周辺上空
（南西から 昭和53年）



図3-17：史跡地周辺上空
（南西から 平成元年）

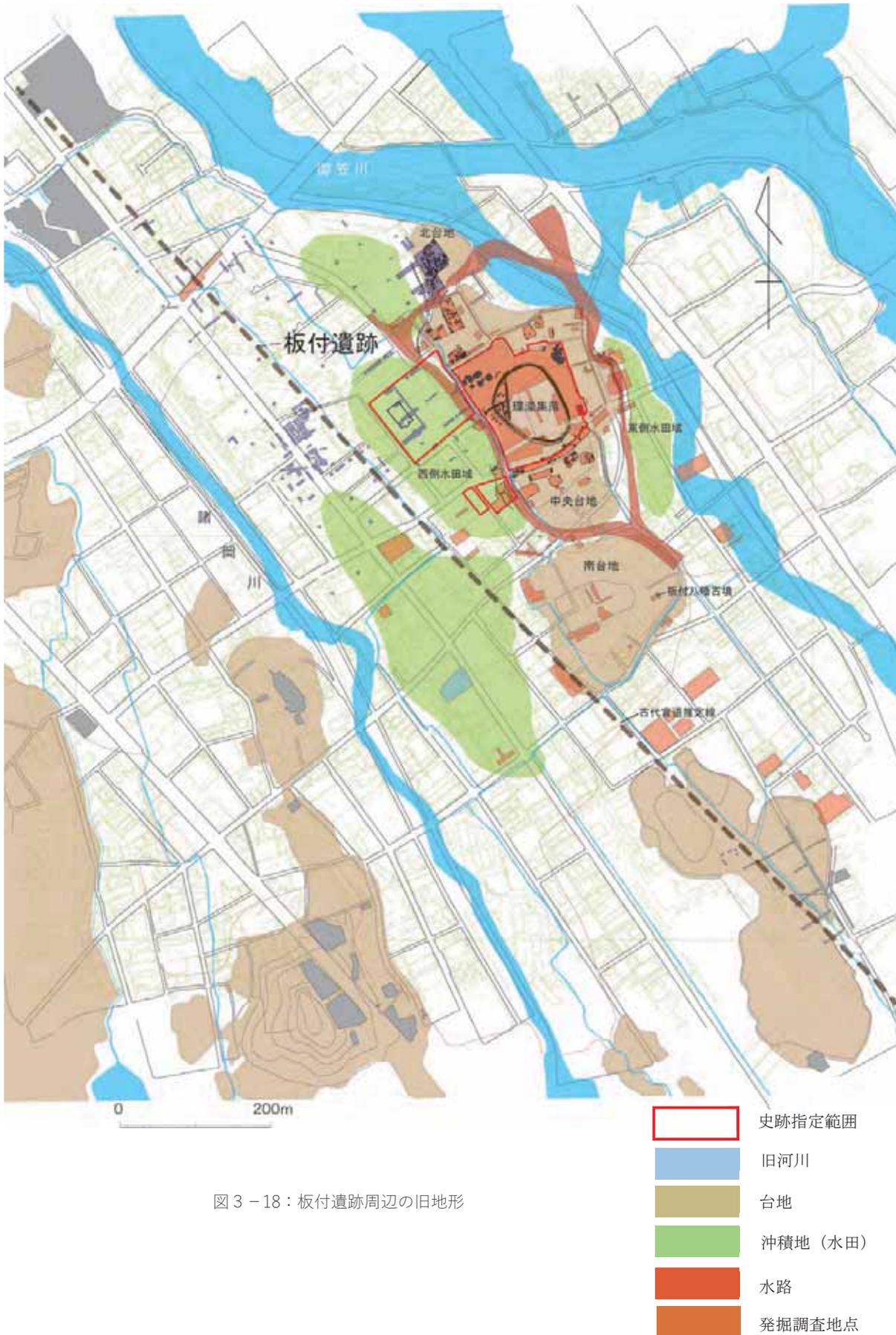


図3-18：板付遺跡周辺の旧地形

3. 周辺の関連遺跡

ここでは、弥生時代における周辺の遺跡について概観したい(図3-2)。まず、板付遺跡が位置する福岡平野を中心とした弥生時代形成期の遺跡としては、早期の刻目突帯文土器単純期では雀居遺跡、諸岡B遺跡、雑餉隈遺跡、笠拔遺跡、野多目A遺跡が知られ、那珂遺跡群においては二重環濠の存在が明らかとなっている。続く前期初頭の板付I式土器との共伴期においては、平野全体に遺構分布が拡大し、雀居遺跡のほか比恵・那珂遺跡群、天神森遺跡、中寺尾遺跡などが知られている。

福岡空港内に位置する雀居遺跡では、沖積微高地上に竪穴住居跡・土坑・円形溝・埋葬遺構が確認されており、縁辺をめぐる自然流路からは農具・建築部材・容器・武器など多量の木製品が出土している。諸岡B遺跡では、刻目突帯文土器単純期の竪穴住居跡が確認され、雑餉隈遺跡では木棺墓4基から夜臼系の小壺および磨製石剣や磨製石鏃の副葬が確認されている。笠拔遺跡では、水田遺構は確認できなかったものの、刻目突帯文土器単純期の断面Y字形の水路が検出されている。また、野多目A遺跡では、板付遺跡と同時期の刻目突帯文土器単純期の水路・井堰・水口・畦畔からなる水田遺構が確認されており、水田構造も板付遺跡同様に完成されたものである。比恵遺跡群では、環濠の一部や貯蔵穴が確認されており、那珂遺跡群では内径120mのほぼ円形に復元される二重環濠が確認されている。天神森遺跡では、板付I式段階より始まる木棺墓と甕墓で構成される埋葬遺構群が確認され、中寺尾遺跡は前期を主体とする土坑墓と甕墓からなる埋葬遺構群であり、板付I式の小壺副葬が認められた。なお、これら弥生時代形成期の遺跡と比べても、大規模な環濠や水田跡を有し、多量の板付I式土器や大陸系の磨製石器が出土する板付遺跡の存在はなお突出した存在であると言える。

また、弥生時代早期～前期初頭の段階では、近接する糟屋平野において江辻遺跡で竪穴住居跡や掘立柱建物が確認されている。加えて、本市西側に位置する早良平野では、三か所に環濠が存在する有田遺跡や橋本一丁田遺跡、十郎川遺跡、拾六町平田遺跡、田村遺跡、入部遺跡などが知られている。

さらにこれ以降の周辺の遺跡を概観してみると、水田関連では東比恵三丁目遺跡では中期後半から後期前半にかけての水田遺構、月隈C遺跡では後期を中心とした流路や水田遺構、那珂君休遺跡では後期前半の大規模な井堰が確認されている。

板付遺跡の南約2kmの地点には、甕棺内より前漢鏡30余面、銅剣、銅矛などが出土した須玖岡本遺跡を中心とした遺跡群が存在し、春日丘陵より北東側に繋がる低台地上には弥生時代から古代にかけての遺構・遺物がみられる南八幡遺跡、井尻B遺跡、五十川遺跡などが位置している。さらに本遺跡の北西に位置する比恵・那珂遺跡群においては、弥生時代中期から古墳時代初頭にかけて計画的な「街区」の形成がみられ、「交易センター」としての機能が考えられており、西側の諸岡B遺跡では弥生時代の集落、墓地などの調査がおこなわれ、朝鮮系無文土器や貝輪等の遺物が出土している。御笠川以東では、四王寺山塊より北へ延びる月隈丘陵の尾根・斜面上における遺跡の分布が濃密であり、金隈遺跡、上月隈遺跡、宝満尾遺跡では貯蔵穴や埋葬遺構が確認され、青銅器や玉類などの副葬品が出土している。また、久保園遺跡では中期後半の大型建物、席田大谷遺跡では中期～後期の大型竪穴住居跡や銅鐸鑄型など青銅器製作・祭祀に関わる遺物も多く出土している。

4. 水稻耕作の伝播

大陸よりもたらされた稲作は弥生時代を位置づける主要な要素と位置付けられ、水稻耕作についても、水田関連遺構、石器・木器等の農耕具、炭化米等の自然遺物、土器に残された圧痕、プラントオパール、土器様式の変化など様々な手法でその存在についての研究が進められてきた。水田については、板付遺跡での昭和53(1978)年の調査により、当時縄文晩期とされた刻目突帯文土器単純期の水田関連遺構と遺物の確認がなされ、当該期を弥生時代早期とする見解が示されることとなった。その後の調査事例の蓄積により、弥生時代早期に玄界灘沿岸の北部九州で確認

された水稻耕作は、ほぼ同時に九州島全体に広がり、その後弥生時代前期の間に西日本各地から関東・東北地方までその分布を確認することができる。

ここでは弥生時代前期の水田遺構が確認された主な遺跡の配置を図3-19に示す。

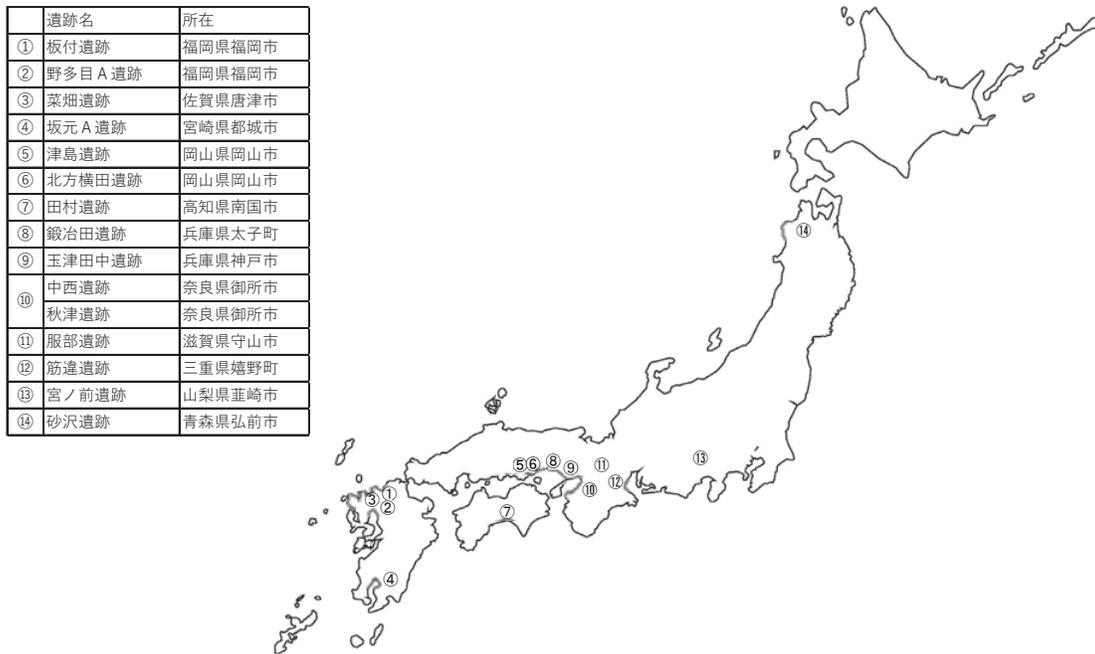


図3-19：弥生時代前期の水田遺構が確認された主な遺跡

5. 史跡指定地における発掘調査の成果

史跡指定地における調査は、史跡指定にいたるまでの調査と以後の調査に分けることができる。

史跡指定前には出土位置不明ながら、江戸時代に現在の環濠内での青銅器の埋納遺構発見や、現在の指定地南東隅付近での青銅器を所有する埋葬遺構（田端墳丘墓）の発見が知られている。本格的な調査は遺物採集による刻目突帯文土器と板付Ⅰ式土器の共存が認められたことを契機とした、昭和26（1951）年～昭和29（1954）年の日本考古学協会による1次調査および、昭和43（1968）年の日本考古学協会、昭和44（1969）年の日本考古学協会農業部会と福岡市教育委員会の合同調査による。これらの調査により、弥生時代の農耕集落の様相が明らかになった。また、西側沖積地では、昭和46（1971）年からの団地建設に先立つ発掘調査などにより、水路や杭列、矢板列など弥生時代の水田関連遺構や、農具をはじめとする木製品などが確認され、初期水稻耕作の技術を解明するうえで重要な資料を提供した。日本考古学協会による1次調査の成果として、『日本農耕文化の生成』では、まず「板付Ⅰ式土器は現在知られている弥生式土器の中では最古の型式もの」であり、「板付Ⅰ式土器と夜臼式土器の型式認定と、両者の共伴を確認したこと」を「もっとも著しい業績」としてあげている。また、「板付Ⅰ式土器の時期の石器の中に、すでに大陸系の磨製石器が存在」していることと「縄文時代の伝統を示す打製石器がかなり存在していること」の意義を認めている。さらに、「石製・土製の紡錘車はかなり多く発見」されたことは「機織の技術が弥生時代の文化ときわめて密接な関係のあるもの」としている。そして、特に環濠及び貯蔵穴から「板付Ⅰ式土器と同時期のものとして炭化米を発見したことと、板付Ⅰ式土器それ自体の底部に粃痕を認めることができたこと」により「本遺跡のもつ価値を決定的なものとした」と価値づけており、この調査が当時の弥生文化の探求にきわめて大きな影響を与えたことを知ることができる。



図3-20：夜白式土器



図3-21：板付Ⅰ式土器

以上の成果をもとにして、昭和 51 (1976) 年 6 月 21 日に環濠とその周辺部を含んだ台地部分 18,349.47 m² と水田遺構が広がる沖積地部分 9,446.97 m² のあわせて 27,796.44 m² が史跡指定をされている。なお水田部分の西側 1/3 ほどは、旧諸岡川の流路となっている。

指定後に台地の弥生時代集落を対象として、昭和 63 (1988) 年の 54 次調査と平成元 (1989) 年の 59 次調査において、史跡整備に先立つ遺構確認調査が行われた (図 3-22~26)。試掘調査の結果、環濠内は特に南側 3/4 ほどが削平のため遺構の存在が皆無であったため、この部分を除いた、台地部分の指定地ほぼ全体について遺構検出を行った。

弥生時代前期の環濠は、南北 117m、東西 82m の卵形を呈し、南西部に幅 4m ほどの掘り残された陸橋部を確認した。また、環濠の北西部には、直線的な弦状濠によって区画された部分があり、弦状濠も南側 5m ほどを掘り残して陸橋としている。環濠・弦状濠では、4 か所の調査区を設定し掘り下げを行った。その結果、濠は現状で幅 1.5~4.5m、深さ 0.7~2.3m の断面 V 字形を呈し、さらに濠の埋土には基盤層であるローム土のブロック層が認められた。この堆積土は、環濠部分では濠の両側から、また弦状濠部分では西側から流入しており、環濠部では濠の両側、弦状濠では西側に濠に沿った土塁が築かれていたことが想定された。また、環濠からは、土器や大陸系の磨製石器を主体とした石器群をはじめ、貝類・獣骨・炭化物等の自然遺物など多量の遺物が出土している。環濠・弦状濠の掘削は、弥生時代前期初頭 (板付Ⅰ式古段階) で前期前葉の板付Ⅰ式新段階から前期中葉の板付Ⅱ式古段階にかけて土器等の投棄が行われ、本来の機能を次第に失っている。また、環濠の内部では同時代の竪穴住居跡は認められず、弦状濠で区画された内部に貯蔵穴が 40 基程度確認されている。そのほか、環濠内部では前期後半の竪穴住居跡 1 棟、中期後半の井戸 2 基のほか数基の貯蔵穴状の竪穴等が確認されている。

環濠の外には、南側に貯蔵穴群が確認されたほか、北西側に中期の円形住居跡 3 棟、後期の長方形住居跡 9 棟以上、前期の小形甕棺墓 7 基を確認し、北東側では中期の円形住居跡 1 棟、後期の方形住居跡 6 棟以上を確認している。この中で、環濠外の甕棺墓 7 基、円形住居 1 基、長方形住居 1 基について掘り下げを行っている。甕棺墓については、7 基中 4 基から小壺や管玉等の副葬品が出土しており、被葬者は「有力者の子ども」あるいは「選ばれた子ども」と考えられた。また、円形住居跡からは、屋内の柱穴から埋納された勾玉や石包丁が出土し、長方形住居跡からは、住居埋没後に埋納された小銅鐸が出土した。

また、昭和 53 (1978) 年に行われた、板付遺跡 30 次調査 (G-7a 地区)・31 次調査 (G-7b 地区) の調査では、弥生時代前期初頭の板付Ⅰ式土器段階の水田関連遺構の下層から刻目突帯文土器単純期の

水田を確認した。その後、本格的な稲作の開始時期を究明するうえでも大きな意義を有しているとして、30次調査（G-7a地区）地点は、平成12（2000）年に追加指定を受けている。

平成14（2002）年には、当初指定を受けた沖積地部分の北東側1,276.53㎡について、用水路を兼ねた外環濠と推定されている部分として追加指定された。

さらに、平成17（2005）年には、30次調査に合わせて行った試掘調査において初期水田の広がりを確認したG-7c地区の西側549.76㎡が追加指定を受けている。



図3-22：調査区遠景（東から）



図3-23：環濠北西部分（西から）



図3-24：環濠土層



図3-25：選ばれた子どもの墓と副葬小壺
確認調査（54・59次調査）



図3-26：小銅鐸出土状況

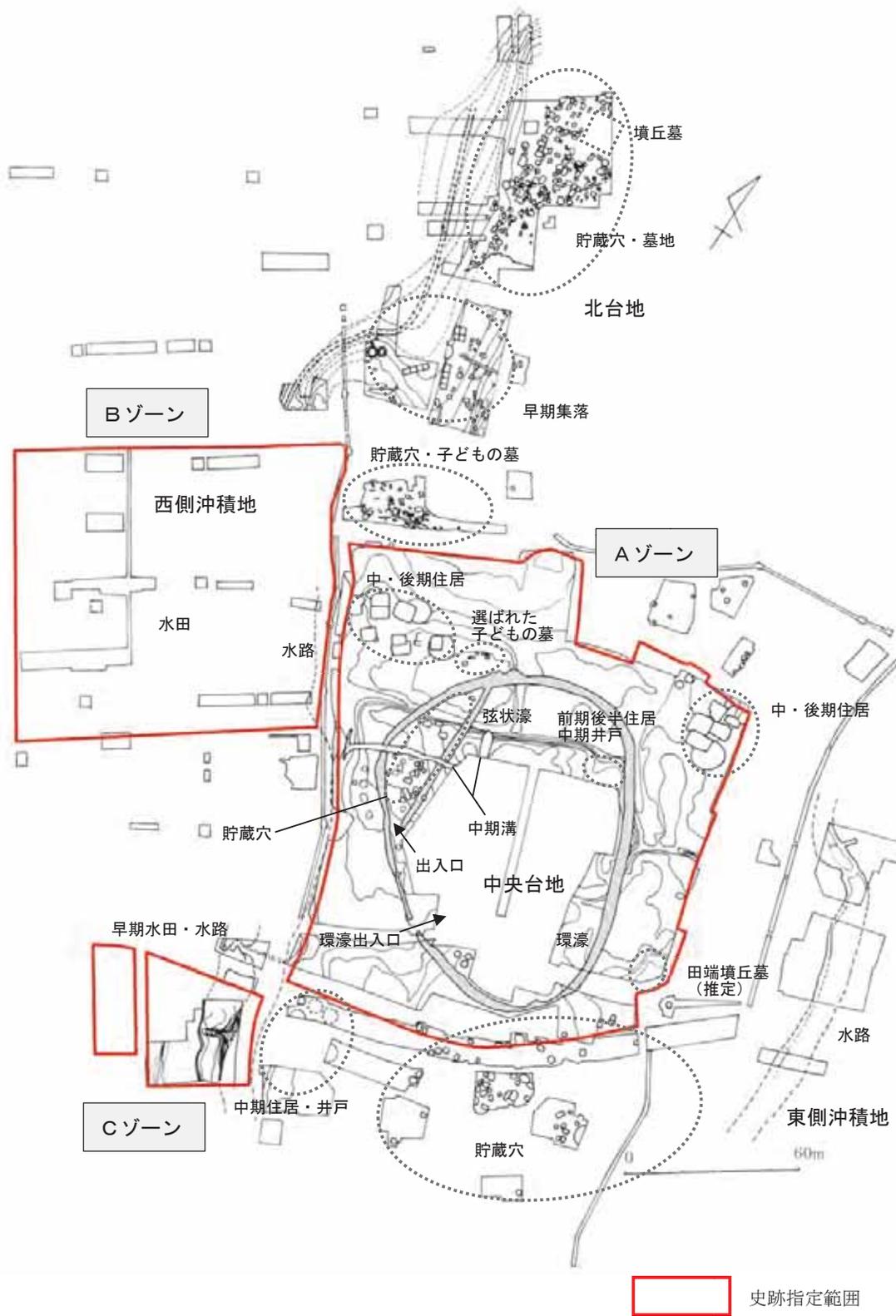


図3-27: 調査概要図

表3-1: 板付遺跡発掘調査一覧 (令和4(2022)年9月現在)

調査番号	遺跡名(改訂)	回数(改訂)	地点(改訂)	報告書	調査原因	区	所在地	調査面積(m ²)	調査開始	調査終了
186701	板付遺跡	0	通津寺	同寺過去帳	樹木植え替え	博多	板付		慶応3(1867)	
191601	板付遺跡	0	田端	考査	農地造成(土取り)	博多	板付宇田端			
5101	板付遺跡	1		日本農耕文化の研究	学術調査	博多	板付2丁目	880	S268.17	S268.31
6804	板付遺跡	2			学術調査	博多	板付2丁目	120	S438.11	S438.20
6907	板付遺跡	3			確認調査	博多	板付2丁目12-16	160	S44.7.25	S44.8.12
6910	板付遺跡	4		調査団	学術調査	博多	板付2丁目	10	S44.7.24	S44.8.12
7011	板付遺跡	5		県調査	範囲確認	博多	板付2丁目	80	S45.10.16	S45.10.22
7102	板付遺跡	6			共同住宅	博多	板付4丁目5-12地	7266	S46.8.16	S49.4.10
7309	板付遺跡	7	H-8		個人住宅	博多	板付4丁目2-1	48	73/07/00	73/07/00
7310	板付遺跡	8	D-6-7		個人住宅	博多	板付5丁目15-5	32	73/09/00	73/09/00
7311	板付遺跡	9	第2団地		公営共同住宅	博多	板付4丁目	68	73/07/00	73/08/00
7408	板付遺跡	10	F-9a		個人住宅	博多	板付5丁目7-93	150	S49.5.20	S49.6.20
7409	板付遺跡	11	D-E-9		個人住宅	博多	板付5丁目10-5	100	S49.6.1	S49.6.29
7417	板付遺跡	12		調査団	学術調査	博多	板付2丁目		S49.9.11	S49.9.21
7507	板付遺跡	13	F-8a		個人住宅	博多	板付5丁目7-124	30	S50.4.23	S50.5.23
7508	板付遺跡	14	G-5a		個人住宅	博多	板付2丁目9-6	600	75/07/00	75/09/00
7606	板付遺跡	15	G-6a		個人住宅	博多	板付2丁目11-13	90	76/05/00	76/06/00
7607	板付遺跡	16	G-H-5		個人住宅	博多	板付2丁目9-1	530	S51.4.9	S51.6.21
7608	板付遺跡	17	H-5		個人住宅	博多	板付2丁目10-4	140	76/07/00	76/10/00
7609	板付遺跡	18	505号線1次	39.48	県道505号線新設改良	博多	板付2丁目	1140	S51.7.5	S51.10.19
7619	板付遺跡	19	505号線2次	48	県道505号線新設改良	博多	板付2丁目		76/10/00	76/12/00
7713	板付遺跡	20	F-5a	49・539	個人住宅	博多	板付2丁目12-15	80	77/05/00	77/06/00
7714	板付遺跡	21	F-7a	49・567	個人住宅	博多	板付5丁目3-26	110	S52.11.24	77/12/00
7715	板付遺跡	22	F-5b	49・539	個人住宅	博多	板付2丁目12-19地	100	77/11/00	78/01/00
7716	板付遺跡	23	F-8b	680	個人住宅	博多	板付5丁目7-18地	110	77/11/00	77/12/00
7717	板付遺跡	24	E-9a	49	個人住宅	博多	板付5丁目7-89	6	77/12/00	77/12/00
7729	板付遺跡	19a	505号2次	39.48	道路	博多	板付5丁目			
7837	板付遺跡	25	F-5c	49・567	個人住宅	博多	板付2丁目12-101地	160	78/04/00	78/04/00
7838	板付遺跡	26	F-7b	49・567	個人住宅	博多	板付5丁目3-26	165	78/05/00	78/07/00
7839	板付遺跡	27	F-6a	49・716	個人住宅	博多	板付5丁目3-14	340	S53.4.6	S53.9.15
7840	板付遺跡	28	F-6b	49	個人住宅	博多	板付2丁目12-541地	200	78/07/00	78/07/00
7841	板付遺跡	29	E-9b	49	個人住宅	博多	板付5丁目3-4	80	78/04/00	78/05/00
7842	板付遺跡	30	G-7a	49・601・640	個人住宅	博多	板付5丁目2-2	60	78/04/00	78/09/00
7843	板付遺跡	31	G-7b	49・601・640	個人住宅	博多	板付5丁目2-1	520	78/05/00	78/09/00
7844	板付遺跡	32	F-7c	49・567	個人住宅	博多	板付5丁目3-26	230	78/04/00	78/04/00
7845	板付遺跡	33	F-7d	49	個人住宅	博多	板付5丁目3-26	90	78/07/00	78/07/00
7934	板付遺跡	34	E-5-6	73	公民館	博多	板付2丁目13-131地	910	S54.7.9	S54.11.4
7947	板付遺跡	35	G-5b	65	個人住宅	博多	板付2丁目7-24	30	S55.2.10	S55.2.17
8136	板付遺跡	36	E-5b	83	個人住宅	博多	板付2丁目13-14	450	81/02/29	S56.4.10
8137	板付遺跡	37	E-5c	83	公民館	博多	板付2丁目12-46	50	S56.4.22	S56.5.2
8139	板付遺跡	38	G-8a	83	個人住宅	博多	板付5丁目1-10	50	S56.5.26	S56.5.30
8140	板付遺跡	39	D-7a	83・494	宅地造成	博多	板付5丁目14-3	480	S56.8.5	S56.9.10
8223	板付遺跡	40	F-7e	98	個人住宅	博多	板付5丁目3-19	116	S57.6.4	S57.6.18
8437	板付遺跡	41	G-7d	115	個人住宅	博多	板付5丁目1-14	370	S59.7.24	S59.8.6
8438	板付遺跡	42	F-7f	115	個人住宅	博多	板付5丁目3-17	255	S59.8.9	S59.9.17
8439	板付遺跡	43	E-7a	135	下水道埋設	博多	板付5丁目	80	S59.9.14	S59.9.27
8440	板付遺跡	44	F-5d	135	下水道埋設	博多	板付2丁目	126	S59.10.27	S60.1.31
8531	板付遺跡	45	G-6b,F-5e	135	下水道埋設	博多	板付2丁目	135	S60.7.8	S60.8.12
8542	板付遺跡	46	F-5e	135	下水道埋設	博多	板付2丁目	122	S60.8.17	S60.10.23
8607	板付遺跡	47	H8-9	154	個人住宅	博多	板付5丁目2-20	227	S61.5.19	S61.6.7
8614	板付遺跡	48	F5f	154	個人住宅	博多	板付2丁目12-39外	56	S61.6.24	S61.7.29
8628	板付遺跡	49	下水道埋設	171	下水道埋設	博多	板付2丁目地内	140	S61.7.28	S61.10.1
8654	板付遺跡	50	E8	154・717	寺院建設	博多	板付5丁目7-39	60	S62.1.17	S62.1.29
8661	板付遺跡	51	F8f	154	個人住宅	博多	板付5丁目7-133	5	S61.8.6	S61.8.6
8711	板付遺跡	52			共同住宅	博多	板付4丁目4-4	200	S62.6.12	S62.6.22
8737	板付遺跡	53		206		博多	板付2丁目10-13	120	S62.11.9	S62.11.12
8866	板付遺跡	54		410-1069-1107		博多	板付2丁目	9300	S63.12.1	H1.3.31
8901	板付遺跡	55	F5i	362	個人住宅	博多	板付2丁目12-9	163	H1.4.8	H1.4.22
8907	板付遺跡	56	F8-9	717	自宅兼共同住宅	博多	板付4丁目9-2	720	H1.4.17	H1.6.10
8990	板付遺跡	59	F5-6	410-1069-1107	確認調査	博多	板付2丁目	9300	H1.4.10	H1.10.31
9050	板付遺跡	60	G4-5	410	確認調査	博多	板付2丁目9	800	H2.11.5	H3.1.31
9051	板付遺跡	61	E6c	410	確認調査	博多	板付5丁目5-2	100	H2.12.1	H3.1.31
9052	板付遺跡	62	G4b	410	確認調査	博多	板付2丁目7-16	250	H2.12.14	H3.1.31
9141	板付遺跡	63		410	確認調査	博多	板付5丁目7-68	750	H3.11.1	H4.3.31
9266	板付遺跡	64		410	範囲確認	博多	板付2丁目	1000		
9270	板付遺跡	63a		314	史跡整備	博多	板付2丁目			
9280	板付遺跡		環境整備							
9330	板付遺跡	65		410	遺構確認調査	博多	板付5丁目2-15	100	H5.5.10	H5.7.1
9331	板付遺跡	66		410	遺構確認調査	博多	板付5丁目7-68	1000	H5.6.1	H5.7.30
9424	板付遺跡	67		457	道路拡張	博多	板付2・3丁目地内	545	H6.6.1	H6.8.30
9470	板付遺跡	68	環境整備	439	整備報告2	博多	板付2丁目	—	—	—
0051	板付遺跡	69		718	事務所	博多	板付2丁目9-8	54	H12.11.20	H12.12.12
0491	板付遺跡	70		年報19	共同住宅	博多	板付4丁目6-4	240.8	H17.2.9	H17.2.10
0707	板付遺跡	71		1028	共同住宅	博多	板付5丁目2番220	540	H19.4.26	H19.6.14
1206	板付遺跡	72		1220	共同住宅	博多	板付2丁目13-14、13-21	315	H24.5.8	H24.6.13
1233	板付遺跡	73		年報27	共同住宅	博多	板付5丁目4番、101番、102番	50.7	H25.2.13	H25.2.22
1450	板付遺跡	74			個人住宅	博多	板付5丁目2番220	7.38	H26.4.28	—
1725	板付遺跡	75			共同住宅	博多	板付5丁目7-34	264	H29.10.16	H29.11.15
2127	板付遺跡	76			専用住宅	博多	板付2丁目10-950番	9.4	R3.9.1	R3.9.1
2211	板付遺跡	77			戸建住宅4棟の555号棟	博多	板付5丁目7-115	78	R4.5.23	R4.6.24
2223	板付遺跡	78			共同住宅	博多	板付5丁目7番79	35.20	R4.8.16	R4.8.16

板付遺跡調査関係文献一覧（出版年順）

- 中山平次郎 1917 「銅鉾銅剣の新資料」『考古学雑誌』第7巻第7号 考古学会
- 日本考古学協会編 1961 『日本農耕文化の生成』
- 下條信行編 1970 『福岡市板付遺跡調査報告』福岡市埋蔵文化財調査報告書第8集
- 横山邦継編 1974 『板付周辺遺跡調査報告書』—I—福岡市埋蔵文化財調査報告書第29集
- 横山邦継・後藤直編 1975 『板付周辺遺跡調査報告書』（2）福岡市埋蔵文化財調査報告書第31集
- 後藤直・沢皇臣編 1976 『板付』—市営住宅建設に伴う発掘調査報告書—1971～1974 福岡市埋蔵文化財調査報告書第35集
- 山口譲治編 1976 『板付周辺遺跡調査報告書』（3）福岡市埋蔵文化財調査報告書第36集
- 沢皇臣・山口譲治・原俊一編 1977 『板付周辺遺跡調査報告書』（4）福岡市埋蔵文化財調査報告書第38集
- 沢皇臣・横山邦継編 1977 『板付』県道505号線新設改良に伴う発掘調査報告書 福岡市埋蔵文化財調査報告書第39集
- 杉原荘介 1977 『日本農耕社会の生成』吉川弘文館
- 沢皇臣編 1978 『板付』県道505号線新設改良に伴う発掘調査報告書（2）福岡市埋蔵文化財調査報告書第48集
- 山崎純男編 1979 『板付遺跡調査概要』板付周辺遺跡調査報告書（5）1977～8年度 福岡市埋蔵文化財調査報告書第49集
- 山崎純男 1980 「弥生文化成立期における土器の編年の研究—板付遺跡を中心としてみた福岡・早良平野の場合—」
『鏡山猛先生古稀記念古文化論攷』
- 横山邦継・柳沢一男編 1980 『板付周辺遺跡調査報告書』（6）福岡市埋蔵文化財調査報告書第57集
- 柳沢一男編 1981 『板付周辺遺跡調査報告書』（7）福岡市埋蔵文化財調査報告書第65集
- 山口譲治編 1981 『板付』板付会館建設に伴う発掘調査報告書 福岡市埋蔵文化財調査報告書第73集
- 柳沢一男編 1982 『板付周辺遺跡調査報告書』（8）—1981年度調査概要—福岡市埋蔵文化財調査報告書第83集
- 柳沢一男編 1983 『板付周辺遺跡調査報告書』（9）—1982年度調査概要—福岡市埋蔵文化財調査報告書第98集
- 杉山富雄・柳沢一男編 1985 『板付周辺遺跡調査報告書』（10）—1984年度調査概要—福岡市埋蔵文化財調査報告書第115集
- 杉山富雄編 1986 『板付周辺遺跡調査報告書』（11）下水道工事に伴う調査（1984・85年度）福岡市埋蔵文化財調査報告書第135集
- 杉山富雄編 1987 『板付周辺遺跡調査報告書』（12）福岡市埋蔵文化財調査報告書第154集
- 横山邦継編 1987 『板付周辺遺跡調査報告書』（13）下水道工事に伴う調査（1986年度）福岡市埋蔵文化財調査報告書第171集
- 荒牧宏行編 1989 『板付周辺遺跡調査報告書』（14）—1987年調査—福岡市埋蔵文化財調査報告書第206集
- 二宮忠司編 1992 『国史跡板付遺跡環境整備報告書』福岡市埋蔵文化財調査報告書第314集
- 山口譲治編 1994 『板付周辺遺跡調査報告書』（16）—F-5i 調査地点—福岡市埋蔵文化財調査報告書第362集
- 力武卓治編 1995 『板付遺跡』環境整備遺構確認調査 福岡市埋蔵文化財調査報告書第410集
- 力武卓治編 1995 『史跡板付遺跡』環境整備報告 福岡市埋蔵文化財調査報告書第439集
- 二宮忠司・大庭友子編 1996 『板付周辺遺跡調査報告書』（17）福岡市埋蔵文化財調査報告書第494集
- 山崎純男編 1997 『板付周辺遺跡調査報告書第18集』福岡市埋蔵文化財調査報告書第539集
- 山崎純男編 1998 『板付周辺遺跡調査報告書第19集』福岡市埋蔵文化財調査報告書第567集
- 山崎純男編 1999 『板付周辺遺跡調査報告書第20集』福岡市埋蔵文化財調査報告書第601集
- 山崎純男編 2000 『板付周辺遺跡調査報告書第21集』福岡市埋蔵文化財調査報告書第640集
- 山崎純男編 2001 『板付周辺遺跡調査報告書第22集』福岡市埋蔵文化財調査報告書第680集
- 山崎純男編 2002 『板付周辺遺跡調査報告書第23集』福岡市埋蔵文化財調査報告書第716集
- 山口譲治編 2002 『板付周辺遺跡調査報告書第24集』—板付遺跡第50・56次調査報告書—福岡市埋蔵文化財調査報告書第717集
- 藏富士寛編 2002 『板付周辺遺跡調査報告書』第25集 —板付遺跡 第68次調査—福岡市埋蔵文化財調査報告書第718集
- 山崎純男 2008 『最古の農村板付遺跡』新泉社
- 加藤隆也編 2009 『板付9』—板付遺跡 第71次調査の報告—福岡市埋蔵文化財調査報告書第1028集
- 山崎純男編 2010 『板付10』環境整備遺構確認調査—環濠の調査—福岡市埋蔵文化財調査報告書第1069集
- 山崎純男編 2011 『板付11』環境整備遺構確認調査—環濠の調査—福岡市埋蔵文化財調査報告書第1107集
- 加藤隆也編 2014 『板付12』—板付遺跡 第72次調査の報告—福岡市埋蔵文化財調査報告書第1220集

第3節 整備・活用の経過

1. 公有化の経過

公有化事業は指定前の昭和48(1973)年度より行い、当初指定部分は、おおむね昭和61(1986)年度までに公有化を完了している。その後、平成12(2000)年度指定地については、平成12(2000)～14(2002)年度で公有化、平成17(2005)年度追加指定地については、平成18(2006)～19(2007)年度で公有化を図っている。また、平成14(2002)年度追加指定地の一部については、平成28(2016)・30(2018)年度に公有化を行っている。その結果、令和4(2022)年度末現在、史跡指定地31,044.47㎡のうち約96%にあたる29,948.87㎡について公有化を完了させている。

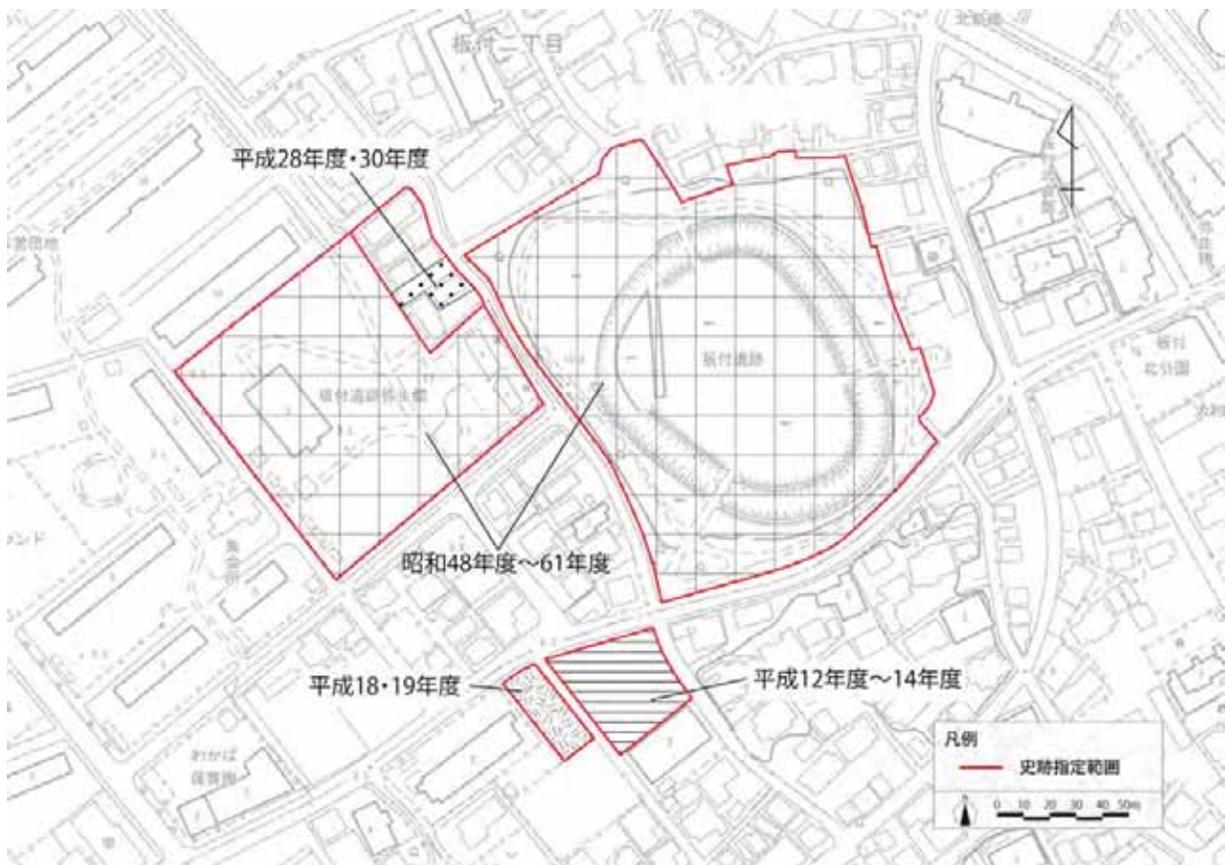


図3-28：公有化状況

2. 整備の経過

本史跡の整備は、当初指定地の公有化完了後、昭和63(1988)年の板付遺跡調査整備委員会の発足により着手した。委員会における検討は、昭和63(1988)年11月の第1回から平成6(1994)年7月の第9回を数え、あわせて整備に資するための確認調査を実施した。確認調査は台地部分の調査を昭和63(1988)年度の第54次調査と平成元(1989)年度の第59次調査として行い、台地周辺をめぐる外環濠の存在を確認するために、平成2(1990)年度に第60～62次調査、平成5(1993)年度に第65次調査を行っている。これらの調査により、指定地内の台地上の遺構分布や周辺の状況が明らかとなり、整備事業に活かされることとなった。

整備にあたっては、「弥生時代前期の板付弥生のムラの復元」を目指し、台地上の集落部分(約18,000㎡)を「Aゾーン」、沖積地の水田部分(約9,000㎡)を「Bゾーン」とし、Aゾーンは「歴史体験と交流の広場」、Bゾーンは「学習の広場」として、機能分担を行ったうえで内容の検討が進められた。

整備はBゾーンから着手している。Bゾーンでは、平成元（1989）年度から基本設計と同時に覆屋の建設にも着手した。覆屋は本史跡及びその周辺の弥生時代当時の全体像を立体的に示した大型模型を配置した施設であり、見学者が弥生時代当時の農村景観を理解しながら、弥生人と同じ道具に実際に触れて体験することができるようになっている。当時の環境を理解したうえで、農作業等の体験を行うことで、より理解が深まるとの評価を得ている。平成2（1990）年度には造成工事、平成3年（1991）年度に展示の制作設置、水田の復元が行われ、平成4（1992）年6月26日に開園している（図3-29）。なお、開園後の平成5（1993）年度には植栽、ベンチ、説明板設置などの追加工事を行った。Bゾーンの整備に当たっては、子供たちが集まる「道草博物館」を目指し、覆屋内の展示も、対象を小学校高学年に絞って手法の検討を行っている。また、復元水田では、四季を通じた農作業の体験が行えるようになっている。

Aゾーンの整備は、平成4（1992）年度の造成工事・環濠の復元工事などから着手した。平成5・6（1993・1994）年度には、竪穴住居12棟・貯蔵穴20基・甕棺墓8基などの、弥生時代前期の集落の復元や説明板・サインの設置等を行い、平成7（1995）年度に供用を開始している（図3-30）。復元整備・公開に当たっては、見学者を弥生のムラのムラ人とし、ムラづくりに参加してもらい、「現代人自身が作るムラ」をコンセプトとしており、整備に合わせ「ムラ人を養成」する様々な事業を行っている。



図3-29：Bゾーン整備状況（北から）

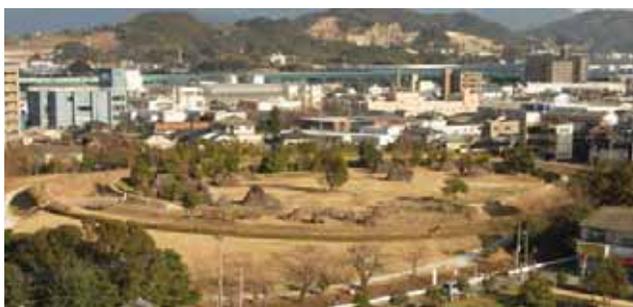


図3-30：Aゾーン整備状況（北西から）

3. 活用事業

平成4年度のBゾーンの供用開始に合わせ、本史跡に「板付弥生のムラ」、覆屋に「板付遺跡弥生館」という愛称をつけ、子供たちが集まる「道草博物館」を目指した活用事業を行ってきた。そして見学者を弥生のムラのムラ人とし、ムラづくりに参加してもらい活用事業として、土器づくり・土器焼き・稲と田の虫の観察・弥生の織物の体験などを実施し、板付弥生のムラづくりへの参加を通して、弥生時代最古の農村であり水田を擁する本史跡において、史跡に対する理解を深め愛着を醸成することに努めている。また、平成4年の供用開始以来、地域の小学校によって田植え・稲刈りだけでなく、水田に親しみ、水田で遊び、水田を観察する取り組みが継続されている。合わせて本市の主催で、「田植えまつり」や「秋まつり」（図3-31・32）も好評を博している。さらに地域主催の季節ごとのイベントも開催されており、日常生活のなかに溶け込んだ史跡の活用を継続しているところである。



図3-31：田植えまつり



図3-32：秋まつり

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

○弥生時代社会形成期の様相を端的に示す遺構・遺物を有する史跡としての学術的価値

本史跡ではこれまでの調査研究を通して、弥生時代形成期の環濠に囲まれた集落と、これに伴う埋葬遺構や水稻耕作に関わる生産遺構を確認している。また、これらの遺構に伴い、夜臼式～板付式の土器、土製品、磨製石斧・石包丁・紡錘車・磨製石剣・磨製石鏃・打製石鏃・穿孔具・砥石等の大陸系磨製石器を主体とした石器、未成品を含む木製品、炭化米等の植物遺存体などの自然遺物等が出土している。このような遺構・遺物は日本文化の基層を形成した弥生時代社会の成り立ちを考えるうえで、非常に重要な資料を提供するものであり、本史跡を価値づける大きな特徴となっている。

これらは、大陸から受容した技術・文化であり、まさしく本市歴史文構想に示した、本市の歴史文化の特徴である「海を通じた交流を軸にアジアの交流拠点都市として発展を遂げた、歴史文化の重層性」を端的に示す事象である。また、同構想では本市の歩んだ歴史文化を物語るメインストーリーとして、「始まる」「賑わう」「繋がる」「護る」「支え合う」という五つの視点を提示しており、本史跡に見る水稻耕作受容の様相は、特に「始まり」のストーリーを象徴するものと言える。

○弥生時代の開始に関わる議論をリードしてきた、最も著名な史跡としての学史的価値

板付遺跡では、戦後間もない時期に、縄文時代の最新土器である夜臼式土器と弥生時代の前期に位置づけられた遠賀川式土器の共存がはじめて確認され、この発見を受けて行われた日本考古学協会の学術調査において、板付式土器（Ⅰ～Ⅳ式）が提唱されることになった。また、その後の調査では、弥生時代前期の環濠集落とそれに伴う水田遺構が明らかとなった。さらに、昭和53年の発掘調査において夜臼式単純期の水田遺構が発見され弥生時代早期が提唱されるに及び、弥生時代最古の水田として広く知られることとなり、弥生時代形成期の様相を解明するために欠くことのできない、学史的にも非常に貴重な史跡として教科書等にもたびたび引用されている。

○地域とともに歴史資産としての価値を共有し、現代に溶け込んだ史跡としての地域における価値

本史跡では、戦後の学術調査以来、地域の方々の理解と協力をいただきながら、史跡指定や確認調査、整備事業を進めることができています。そのうえで、地域とは、板付遺跡の重要性や史跡整備の必要性を共有しながら、地域に残された貴重な歴史資産として、誇りや愛着を醸成してきたものと考えています。また、平成4（1992）年以降の公開・活用に当たっては、地域と常に連携を図りながら、様々な体験的事業を行い、市内外から多くの見学者を受け入れてきた。これらの取組は、本市歴史文構想に示す、文化財保存活用の基本方針である、「知る」「守る」「活かす」取組が円環的につながり、都市の活力や魅力の向上につなげる典型的な事例と言える。さらに、本史跡全体を「道草博物館」と見立て、子どもたちをはじめとした地域の人々が気軽に集まることのできる場づくりをめざすことで、今では、歴史的風景を再現しながら現代の地域景観に溶け込んだ施設として広く認知されている。

○日本文化の基層をなす稲作受容の地を体験できる史跡としての文化観光・教育における価値

弥生文化を特徴づける稲作文化は日本文化の基層をなすものであり、もっとも古い段階に水稻耕作を受容した板付遺跡を知ることは、福岡の文化を知り、ひいては日本文化の基層に触れることにつながるものと考えています。本史跡では、「弥生のムラのムラ人」である来訪者が、主に農作業に関わる様々な体験によりこれらの事象に触れることを目指しており、文化観光や教育の観点においても、板付遺跡を体験し・知ることのできる本史跡の今日的価値は大きいと言える。

第2節 史跡の構成要素

1. 本質的価値を構成する諸要素

本史跡の本質的価値は、発掘調査によって確認された、弥生文化形成期である早期～前期を主体とした弥生時代の遺構・遺物に求めることができる。

まず、環濠及び弦状濠・堅穴住居跡・貯蔵穴・井戸・柱穴等の生活遺構及び甕棺墓等の埋葬遺構、水田およびこれに関わる水路・井堰・畦畔等の生産遺構がこれに当たる。

また出土遺物としては、主に環濠や水田遺構から出土した甕・壺・高坏・鉢を主体とした土器、円盤型土製品・投弾等の土製品、磨製石斧・石包丁・紡錘車・磨製石剣・磨製石鎌・打製石鎌・穿孔具・砥石等の大陸系磨製石器を主体とした石器、鋤・鍬・エブリ等の未成品を含む木製品、貝類・獣骨・魚骨・炭化米等の植物遺存体などの自然遺物などがある。また、弥生時代前期の甕棺墓からは、副葬品としての小壺や管玉が出土している。さらに、弥生時代後期の堅穴住居跡の埋土中の掘りこみより、小銅鐸1点が出土している。

また、地点は不明ながら、田端地区の弥生時代墳丘墓に据えられていたと伝えられる大石も現在指定地内に移設されている。

なお、発掘調査によって取り上げられた、土器・石製品・木製品・植物遺存体等の出土遺物は、本来本質的価値を構成するものが原位置を離れており、ここでは本質的価値に密接に関連する要素として位置づけるものとする。

2. その他の諸要素

(1) その他の時代の地下遺構

その他の時代の地下遺構としては、古墳時代から中世の溝・土坑・柱穴等の生活遺構と弥生時代の水田上層で確認できる水田及びこれに関連する水利施設などの生産遺構、これに伴う土器等の出土遺物がある。

(2) 本質的価値と間接的に関係する要素

本質的価値を補完する要素として、整備事業によって設置された、環濠・住居・貯蔵穴・甕棺墓・水田・水路等の復元遺構や覆屋である「板付遺跡弥生館」および弥生館内の大型遺跡模型などの展示物のほか、保護盛土・案内サイン・説明板・石製標柱・名称板・防護柵・その他安全管理等の施設がある。植栽についても花粉分析や出土木製品の樹種同定の結果などを参考に弥生時代の植生を復元したものである。

(3) その他の要素

その他の要素として、公有地の安全確保のための防護柵等や来園者の便益に資するトイレ・ベンチ等の施設、上下水道・ガス・電気等の埋設管及び民有地における構造物等がある。

表 4 - 1 : 構成要素の一覧

要素の分類	構成要素
本質的価値を構成する諸要素	<p>環濠及び弦状濠・竪穴住居跡・貯蔵穴・井戸・柱穴等の生活遺構及び甕棺墓等の埋葬遺構、水田およびこれに関わる水路・井堰・畦畔等の生産遺構。</p> <p>甕・壺・高坏・鉢を主体とした土器、円盤型土製品・投弾等の土製品、磨製石斧・石包丁・紡錘車・磨製石剣・磨製石鏃・打製石鏃・穿孔具・砥石等の大陸系磨製石器を主体とした石器、鋤・鍬・エブリ等の未成品を含む木製品、貝類・獣骨・魚骨・炭化米等の植物遺存体などの自然遺物。</p> <p>弥生時代前期の甕棺墓・副葬品としての小壺や管玉。</p> <p>小銅鐸。田端地区の弥生時代墳丘墓の大石。</p>
本質的価値に密接に関連する要素	土器・石製品・木製品・植物遺存体等の出土遺物
その他の時代の地下遺構	古墳時代から中世の溝・土坑・柱穴等の生活遺構と弥生時代の水田上層で確認できる水田及びこれに関連する水利施設などの生産遺構及びこれに伴う土器等の出土遺物。
本質的価値と間接的に関係する要素	<p>環濠・住居・貯蔵穴・甕棺墓・水田・水路等の復元遺構。</p> <p>覆屋である「板付遺跡弥生館」および弥生館内の大型遺跡模型などの展示物。</p> <p>保護盛土・案内サイン・説明板・石製標柱・名称板・防護柵・その他安全管理等の施設。植栽。</p>
その他の要素	<p>防護柵、便益施設（トイレ・ベンチ等）。</p> <p>埋設管（上下水道・ガス・電気等）</p> <p>民有地の構造物。</p>

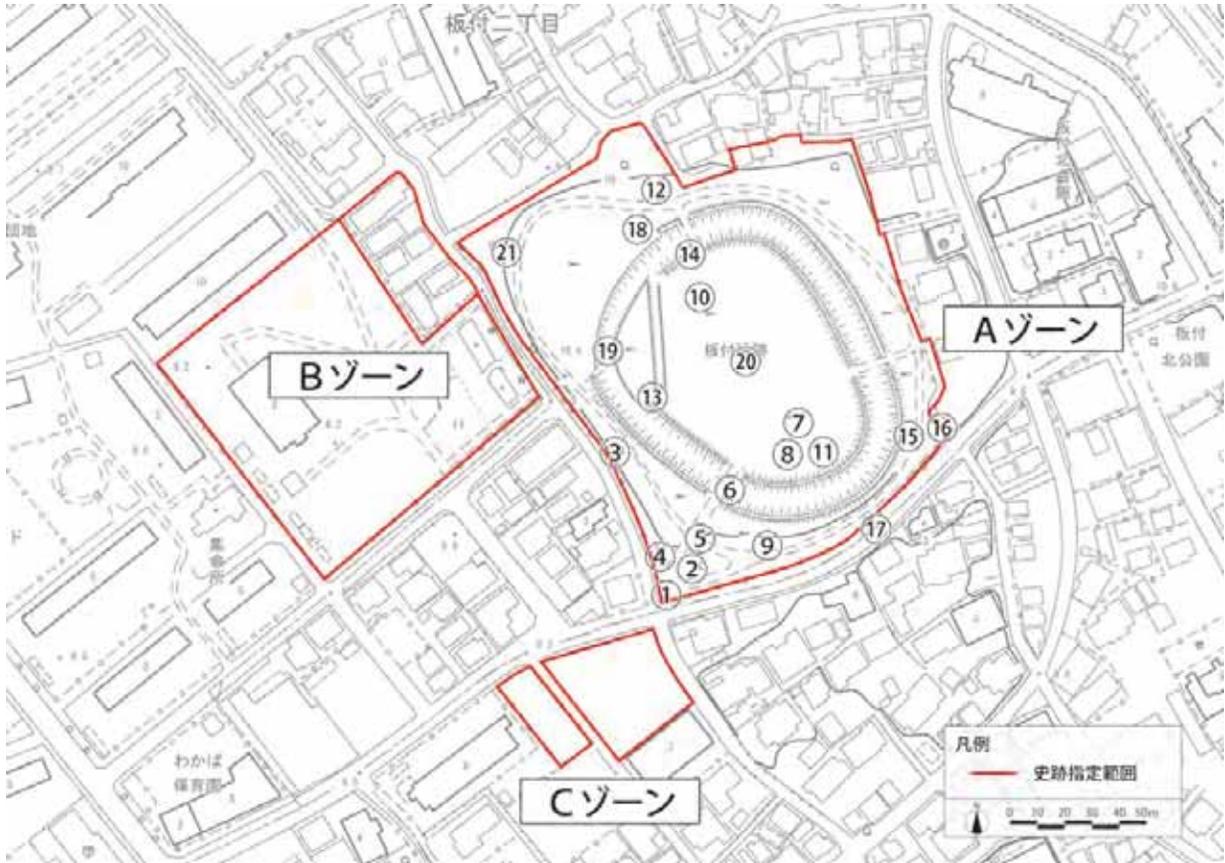


図4-1：史跡の構成要素一覧（Aゾーン）



①入口



②石製標柱



③植栽



④説明板



⑤説明板



⑥環濠入り口



⑦復元住居



⑧注意看板



⑨照明灯



⑩環濠内広場と復元住居



⑪消火器



⑫注意サイン



⑬侵入警報機器



⑭水栓



⑮墳丘墓大石



⑯東側入口



⑰防護柵



⑱復元甕棺墓（選ばれた子どもの墓）



⑲復元環濠



⑳環濠内広場



㉑北西側広場と植栽

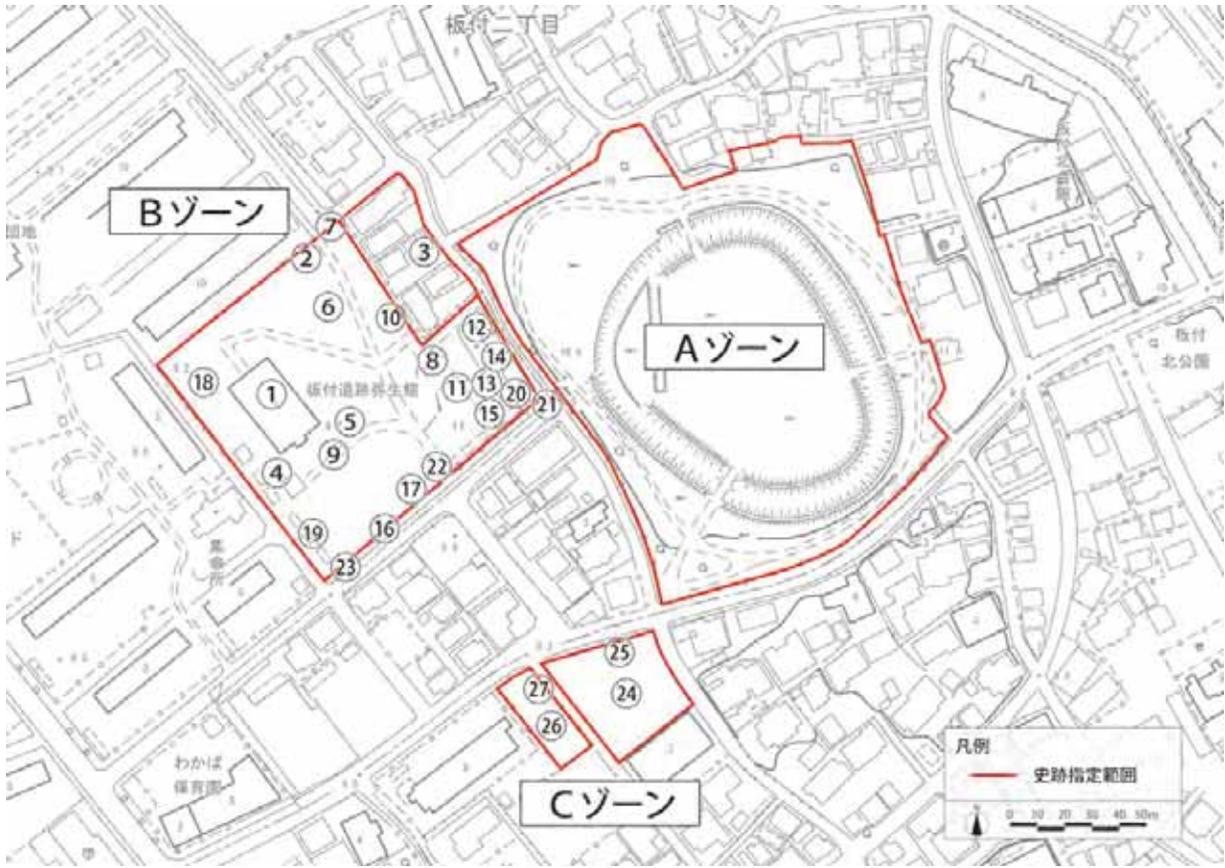


図4-2：史跡の構成要素一覧（B・Cゾーン）



①覆屋



②植栽



③Bゾーン北側



④トイレ



⑤木製ベンチ



⑥自然石ベンチ



⑦防護柵



⑧照明灯



⑨説明板



⑩植栽とろ過循環装置



⑪復元水田



⑫復元水路



⑬井戸



⑭復元井堰



⑮説明板



⑯防護柵と植栽



⑰名称板



⑱畑



⑲倉庫



⑳説明板



㉑照明灯



②②入口車止め



②③植栽と防護柵



②④Cゾーン東側



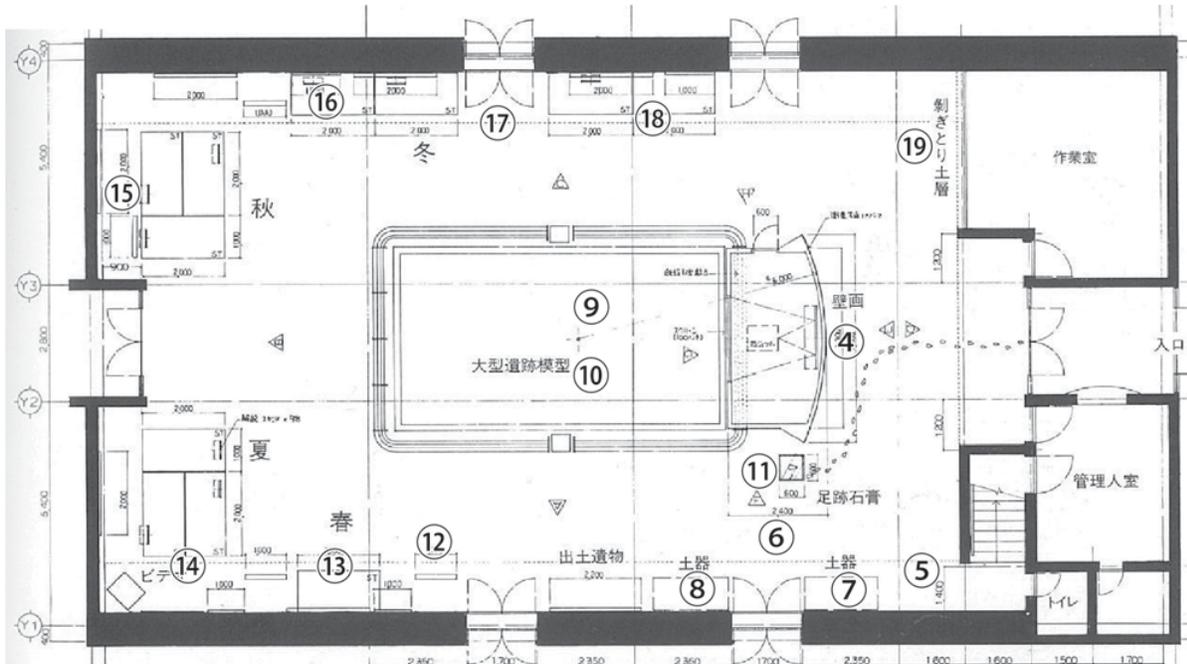
②⑤Cゾーン東側説明板



②⑥Cゾーン西側



②⑦Cゾーン西側説明板



①～③は外観

図4-3：史跡の構成要素一覧（板付遺跡弥生館内）



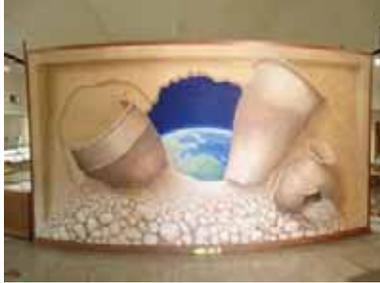
①覆屋



②覆屋



③覆屋入口



④入口壁画



⑤板付遺跡の発見



⑥出土土器



⑦出土土器



⑧出土土器



⑨遺跡模型



⑩遺跡模型



⑪弥生人の足跡



⑫四季パネル



⑬復元木製品



⑭貫頭衣



⑮収穫の道具



⑯生活の道具



⑰火おこしと農具



⑱土器づくり



⑲環濠土層剥ぎとり



キャラクター 左：いなほん 右：ゆうにゃん

第5章 保存活用の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

1. 保存管理の現状

史跡指定面積 31,044.47 m²のうち、約96%にあたる29,948.87 m²については公有化が完了しており、この範囲については福岡市で管理している。

このうち、当初指定地については、昭和48(1973)年～61(1986)年にかけて公有化を行い、地下遺構の保存に万全を期したうえで整備公開を行っている(図5-1)。

また、追加指定地においては、保全のための防護柵を設置のうえ、盛土による保護を図っている(図5-2)。管理は本市文化財担当部局(以下「市担当部局」という。)が行っているが、日常的な管理・点検については、史跡管理人によって行われている(図5-3)。この他、年2回、委託による除草を行っている。なお、民有地については、各所有者によって、保存管理が行われている。



図5-1：既整備エリア現況



図5-2：未整備エリア現況



図5-3：日常管理



図5-4：境界際の樹木



図5-5：園路の根上り



図5-6：既整備地南側の道路

2. 保存管理の課題

保存管理の課題の中でも最たるものが植栽の繁茂である。整備当初のコンセプトでは、本史跡を周辺環境から遮蔽するのではなく、周囲の民家等からも、史跡地内の風景を楽しめるようにという目的のもと植えられたが、経年の中で想定を超えた生長を続け、当初の意図に反して、史跡外から中の様子を確認することができない状況が生じている(図5-4)。また、落ち葉や強風による落枝、害虫被害等、周辺住民からの苦情が寄せられている他、園路の各所で根上がり(図5-5)も散見される等、安全上の問題も多い。

さらに、樹木の生長は、地下における根張りについても同様であり、遺構面への影響も配慮する必要がある。地下遺構の保存については、樹木の浸食と合わせて、既設の復元建物や貯蔵穴の展示の在り方も含めた確実な保存状況の担保を講じていくことが求められる。

一方で、施設関係に目を向けてみると、既存防護柵は経年劣化による腐食、棄損、変形が認められる。隣接する道路には歩道の広さが十分ではない部分もあり(図5-6)、歩行者の安全性の確保という観点からも、速やかな対応が求められる。史跡地内における排水設備についても、暗渠管の詰まりによる排水不良が生じており、低地部分については雨天時に冠水することもあることから、史跡地全体としての排水機能の確保についても今度対応を図っていく必要がある。

また、樹木による見通しの悪化を含め、全体的に防犯対策が十分とは言い難く、特に注意しなければならない。

第2節 活用の現状と課題

1. 活用の現状(図5-7~12)

整備後は、学校教育、社会教育の団体見学の受け入れ等も含め、日常的に公開・活用を図っている。

また、指定地内には弥生時代前期の水田を復元しており、水田で実施する体験的な歴史学習事業、および体験イベントのために、稲作に必要な一連の農作業及び米の育成の管理等について業務委託を行っている。

体験イベントは、田植え、稲刈りの時期に合わせて、初夏と秋に市民を対象として開催している。田植えまつりは、復元水田における田植え体験を、秋まつりでは石製穂積具による収穫体験や、勾玉づくり、火起こし等の体験事業等を行っており、いずれも地域の自治協議会や公民館等と連携して実施している。また、上記イベントに合わせ、近隣の小学校の歴史学習の一環として田植え、稲刈りを行っている。

水田に関わる活用以外にも、外部講師を招聘して実施している土器づくり体験教室のほか、公民館主催のイベント等が行われている。

2. 活用の課題

本史跡における活用面での課題は、史跡地の空間構成による課題と活用プログラムそのものにおける課題に大きく二分される。

まず、空間構成による課題としては、ゾーンが道路で分断されていることが要因として大きい。メリットとしては、ゾーンごとに異なる機能を持たせ、活用における特徴づけを行っているが、移動動線が分断されていることで、自由な移動が阻害されており、来訪者がガイダンス施設に訪れないまま帰るケースも散見される等、史跡理解に対するレベル差が生じている。

さらに、今後、3つ目のゾーンとなる未整備地(Cゾーン)の整備も予定していることもあり、これら3つのゾーン間を移動し、総合的に本史跡を理解してもらうための回遊動線を検討する必要がある。

一方で、活用プログラムにおける課題として、現在実施している各イベントの多くは、市主催で行っている点が挙げられる。これらのイベント運営においては、地域との連携が不可欠であり、実際に整備以降、地域住民を中心に連携を図ってきた。しかし、近年は都市化が著しく、地域住民も多様化しており、継続的な運営を維持していくためには、新しい参加の枠組みを構築するなどの具体的な方法を検討しなければならない。また、例年国外、県外から一定数の来訪者が本史跡を訪れているものの、観光利用としては周知が不足しているのが現状である。したがって、活用プログラムの検討においては観光に資する新たな視点が必要である。



図5-7：日常的な利用状況



図5-8：小学校の団体利用



図5-9：田植えまつり



図5-10：勾玉づくり



図5-11：覆屋内の体験型展示



図5-12：土器作り教室

表5-1：板付遺跡弥生館 来館者（組）数一覧

平成30年度 来館者数

年間	大人	大学生	高校生	中学生	小学生	幼稚園	合計
福岡市内	5,602	24	123	233	3,324	3,537	12,843
福岡県内	1,211	8	11	24	414	39	1,707
県外	1,363	142	33	38	714	29	2,319
海外	189	11	2	1	5	1	209
合計	8,365	185	169	296	4,457	3,606	17,078

平成30年度 団体来館組数

	小学校					中学校					幼稚園・高校					その他					合計
	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	
合計	29	3	10	0	42	1	0	0	0	1	64	0	1	0	65	68	108	29	8	213	321

令和元年度 来館者数

年間	大人	大学生	高校生	中学生	小学生	幼稚園	合計
福岡市内	6,360	38	74	188	2,561	3,734	12,955
福岡県内	828	50	10	30	186	33	1,137
県外	1,329	82	40	41	622	19	2,133
海外	430	13	5	3	35	16	502
合計	8,947	183	129	262	3,404	3,802	16,727

令和元年度 団体来館組数

	小学校					中学校					幼稚園・高校					その他					合計
	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	
合計	22	3	8	0	33	0	0	0	0	0	75	0	1	0	76	46	9	13	5	73	182

令和2年度 来館者数

年間	大人	大学生	高校生	中学生	小学生	幼稚園	合計
福岡市内	2,925	33	17	49	1,052	2,640	6,716
福岡県内	590	4	3	18	254	31	900
県外	409	22	6	12	35	10	494
海外	2	0	0	0	0	0	2
合計	3,926	59	26	79	1,341	2,681	8,112

令和2年度 団体来館組数

	小学校					中学校					幼稚園・高校					その他					合計
	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	
合計	14	2	0	0	16	0	0	0	0	0	51	0	0	0	51	33	3	5	0	41	108

令和3年度 来館者数

年間	大人	大学生	高校生	中学生	小学生	幼稚園	合計
福岡市内	2,880	24	103	46	1,215	2,424	6,692
福岡県内	515	4	6	14	80	28	647
県外	478	36	12	13	41	3	583
海外	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,873	64	121	73	1,336	2,455	7,922

令和3年度 団体来館組数

	小学校					中学校					幼稚園・高校					その他					合計
	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	市内	県内	県外	海外	計	
合計	21	4	0	0	25	0	0	0	0	0	48	0	0	0	48	33	1	4	0	38	111

第3節 整備の現状と課題

1. 整備の現状

本史跡においては、平成元年度から平成6年度にかけて整備工事を実施した。その中で、平成4年に先行してBゾーンにおいて覆屋や復元水田等の供用を開始し、続いて平成7年からAゾーンを含めた全面公開を行っている。Aゾーン（約18,000㎡）の整備にあたっては、「弥生時代前期の板付弥生のムラの復元」を目指して、環濠、竪穴住居、貯蔵穴等弥生時代前期の集落を復元し、「歴史体験と交流の広場」として機能させている。また、Bゾーン（約9,000㎡）は「学習の広場」として、覆屋やトイレなどの展示・便益施設を設置するとともに、発掘調査で確認された水田と水路を復元している。覆屋には大型の遺跡模型を中心に、大型画面、体験学習用の復元遺物を配置している。



図5-13：復元竪穴住居の劣化状況



図5-14：復元貯蔵穴の劣化状況



図5-15：覆屋の漏水・壁面の亀裂



図5-16：復元井堰現況

2. 整備の課題

短期的には、保存管理の課題の項で提示した境界部の防護柵等、安全面での課題となっている施設については、即自的に対応を図っていく必要がある。

また、Aゾーンについては、整備にあたって竪穴住居12棟分、貯蔵穴20基分と環濠に面した木柵を復元したが、現在、上屋が残存し、復元展示として耐えうるのは竪穴住居6棟分のみである（図5-13）。貯蔵穴で残存しているのは1基だが、上屋が倒壊しており（図5-14）、さらに当該遺構は竪穴部を1m程度掘り込んで復元しているため、来訪者の安全性を確保する必要がある。また、環濠集落における復元の棟数や材質を含めた、復元の手法についても検討の必要がある。

Bゾーンに位置する覆屋は、躯体、内部の展示環境双方に老朽化が目立つ（図5-15）。現状、展示と体験プログラムを同一空間で実施しており、小学校の歴史学習を実施する際には、十分な観覧スペ

ースが確保できない状況が生じている。また、展示機材の劣化や内部環境の照度不足等も見られ、特に展示コンテンツそのものの更新については、今日的なニーズや理解を深めるための情報提供の在り方を再検討し、対応を図っていくことが求められる。一方で、復元水田に付属する復元水路では、濾過・循環装置が故障しており、機能していない。また、水が循環しないことから、澱んでおり景観を損ねる原因にもなっている（図5-16）。これらの課題は今後、中長期的な視点に基づき、計画的な改修・再整備によって解消していく必要がある。

そして、既整備エリア（A・Bゾーン）と未整備エリア（Cゾーン）が混在する本史跡においては、段階的な事業計画に基づく事業推進が求められる。特に、既整備エリア（A・Bゾーン）における二期整備については、優先度や整備効果を勘案し、確実に取り組んでいく必要がある。また、南側の未整備地（Cゾーン）については、同じく短期での整備を目指しているが、検出された遺構が水田及び水路に限られており、遺構表現の手法に加えて、独立したオープンスペースとしての機能付加についても併せて検討を行う必要がある。

第4節 運営・体制の現状と課題

1. 運営・体制の現状

史跡指定地のうち、公有化した範囲の保存・管理・活用は、市担当部局が行っているが、日常的な管理運営については、覆屋に常駐している指導員1名と管理人3名の交代勤務によって行われている。復元水田の維持管理については、稲作にかかる各作業も含めて、地域の農業従者の方に委託している。また、史跡の活用推進にあたっては、地域や近隣の教育機関等の理解と協力を得ながら実施しており、毎年度初めに、市担当部局・地域自治協議会・公民館・小学校・水田管理者等からなる、「板付弥生のムラ運営会議」（図5-17）を開催し、年間の活用スケジュール等について定めるとともに、必要に応じて適宜意見交換を行っている。

2. 運営・体制の課題

本史跡の保存管理については、市担当部局が継続して行っているが、今後の整備や多岐にわたる活用の継続、発展を目指していく上では、関係者、地域、教育機関間で円滑な情報共有、意思疎通ができる運営体制をさらに強化する必要があると考えている。

また、庁内においては、観光振興等の関係部局との連携をさらに強め、史跡の価値を広く周知する体制の構築が求められる。

加えて、本史跡近隣に開業した大規模商業施設への来訪者をターゲットとして、エリア内回遊を強化することで本史跡への来訪を促すなど、民間事業者との連携によるコンテンツ開発も視野に入れ、検討を重ねたい。

さらに、本史跡の整備時において掲げた、地域に開かれた史跡という理念の実現に向けては、ハード整備による景観的なつながりの再生にとどまるのではなく、地域住民や市民に対して本史跡の価値を伝えていく戦略的な広報展開を行っていくことも必要である。この意識のつながりを強化していくことが、地域との持続的な連携体制を強化していくうえで必要不可欠であると考えている。



図5-17：板付弥生のムラ運営会議

第6章 基本理念

福岡市が位置する玄界灘沿岸地域は、古来、眼前に海が広がる立地的好環境を活かした、対外交渉の門戸として発展してきた。その中で、大陸からもたらされた新しい文物や文化のうち、最も古く、かつ影響の顕著なものが、水稲耕作とこれに伴う諸文化の受容といっても差し支えない。水稲耕作の普及は、単に食生活の変化にとどまらず、日本文化の基層形成に大きな役割を果たしている。また、水稲耕作の受容は、大陸との継続的な交流の端緒となる出来事でもあった。すなわち、周辺地域に先駆けて水稲耕作を受容した本史跡は、本市歴史文構想に示す、福岡市の歴史文化の特徴である「海を通じた交流を軸にアジアの交流拠点都市として発展を遂げた 2000 年を超える歴史文化の重層性」を端的に示す、本市を象徴する史跡といえる。

加えて、本史跡は学術的、学史的にも非常に高い価値を有している。板付遺跡の調査は、縄文時代から弥生時代への移行の問題や弥生文化生成の解明を大きく前進させるものであり、昭和 26 (1951) 年の学術調査以降、日本最初期の水稲耕作が板付遺跡で行われていたことや環濠集落が存在していたこと等が明らかになった。またその後の、夜臼式土器単純期の水田の発見で、日本における水稲耕作の起源はさらに遡ることになった。このように、板付遺跡で検出された遺物、遺構の数々は、弥生時代研究を大きく前進させることになり、弥生時代形成期の社会復元に大きく寄与してきた。

さらに、水稲耕作の定着以降、日本では各時代を通して、特有の民族性、社会性、精神性をはぐくんでおり、その中で生まれた祭祀や伝統芸能においても、水稲耕作が中核的な役割を担っているものが多い。このように、水稲耕作は日本文化におけるあらゆる事柄の核心となっており、日本における受容の地である板付遺跡を学び、活用していくことは、伝統文化を学び、次世代へとつなぐことにも直結するものである。

そのような背景をもとに、本史跡では、昭和 63 (1988) 年度より「弥生時代前期の板付弥生のムラの復元」を目指した整備事業に着手し、地域の子供たちが集まる場所づくりを目指した「道草博物館」としての展示装置を配置してきた。また、多くの人に親しまれるように、史跡の愛称を「板付弥生のムラ」とし、「見学者みんながムラ人になる」というコンセプトを基に公開活用に努めることで、地域の誇りであり、地域に根付いた史跡として機能してきた。

水稲耕作受容においては、海を通じた交流をもとにして地域の発展を生み出しながら、多様性をおおらかに受け入れる姿や、先進の文物を積極的に受け入れ、さらに列島全体に広げていく拡散の拠点となる様相を示している。その姿は、歴史的にグローバルな国際関係のなかで発展を遂げていく、都市福岡の先駆けであり、アジアの交流拠点都市を目指す今日の福岡市そのものであるといえる。そして、板付遺跡を通して、水稲耕作の受容により形作られてきた、日本文化の原点や歴史文化のストーリーを知ることは、歴史文化の継承だけでなく都市福岡の魅力を知ることにもつながり、本市歴史文構想に示すように、文化財の価値を都市の活力や都市の魅力向上の資源に繋げるものである。

このように、日本における水稲耕作受容の地である板付遺跡は、「アジアに開かれた国際交流都市福岡」・「グローバル拠点都市福岡」の歴史的発展の端緒を示すとともに、過去～現在～未来に向けた歴史文化のストーリー発信の拠点として、国内外からの来訪者を対象とした文化観光や都市の魅力向上を推進することができる、貴重な歴史資源である。

**板付弥生のムラミュージアムで知る、
日本稲作文化の原点と福岡の過去～現在～未来をつなぐストーリー**

第7章 基本方針

第6章の基本理念や本市歴史文構想に示した、文化財の保存活用の取組の方向性や方針に基づき、各項目の基本方針を以下のとおり定める。

なお、今後は、本史跡の価値を国内外に広く周知するとともに、整備以来のコンセプトを継承し、引き続き地域や教育との連携に重点を置きながら、観光的な取り組みも視野にいたした活用を図るものとする。また、整備や活用にあたっては、周囲の埋蔵文化財包蔵地である板付遺跡の調査結果も積極的に取り入れるものとする。

1) 保存管理

本史跡の価値を良好な状態で後世へと継承していくために、価値を構成する諸要素の状況を踏まえ、適切な保存管理の方策の運用を図っていくとともに、法令に則った現状変更の基準等を具体的に定め、より確実な保存管理を進めていく。本市歴史文構想に示す、文化財としての「ばしょ」の保存と「ばしょ」に親しむための環境の維持向上を図る取り組みを進めるものである。

2) 活用

史跡の価値を地域住民及び市民が深く理解することが、本質的な価値の確実な保存の前提となる。そのため、本史跡の価値に触れ、体験し、より深く理解するというプロセスを重視し、多面的な価値伝達のための情報発信を行うことで、価値の共有化を図っていく。さらに、本史跡の本質的な価値をより効果的に伝えるための手法として、デジタル等先端技術の積極的な活用を検討する。

史跡地周辺に居住する近隣住民に対しては、板付遺跡のあるまちに暮らすという誇りや親しみの深化を目指し、日常的な利用までを含めた、「訪れてもらう」ための機会創出の強化に取り組んでいく。

また、既往の取り組みを継承しながら、地域及び学校教育への活用だけでなく、アフターコロナを見据えた国内外の幅広い層を対象とした観光行動への本史跡の活用を展開するなど、あわせて観光振興への取組の充実も図る。

これらの取組によって、本市歴史文構想に示すように、歴史文化を物語るストーリーを活かし、「もの」「ばしょ」「いとなみ」の文化財的な価値を体感することにより、本市の歴史・文化の魅力を市民・観光客等に伝えていくものである。

3) 整備

整備にあたっては、本史跡の価値の確実な保存を前提とし、史跡の本質的な価値を理解・体験するための、多様な手法について検討し、学校教育や生涯学習、観光等多様な活動に資する整備を目指すものとする。また、より多くの人々が気軽に立ち寄ることができ、それぞれが「ムラ人」として弥生時代を体感し、楽しむことが出来る場の提供を目指す。

特に、新たに整備を行う南側のCゾーンを含めて、3つのゾーンの回遊の中で理解を深めていく展示ストーリーを再構築し、既整備エリアについても整備内容の見直しや老朽化した展示施設の更新を検討する。さらに、展示整備に関しては、維持管理や費用対効果といった指標を勘案し、先端技術を用いた新しい展示の在り方等も視野に入れた検討を行う。

また、本史跡の持続的な運営管理を行っていくためには、地域住民の積極的な参画が必要不可欠であることは先に記述したが、都市化によって多様化する地域住民のつながりを再編するためにも、日常生活の中で気軽に足を運ぶことのできるオープンスペースとしての機能についても拡充を行う。

これら取り組みは、本市歴文構想に示す、「ばしょ」の文化財である史跡において、多様な手法により、過去の「いとなみ」が体感できる整備を目指すという方向性と一致するものである

4) 運営・体制の整備

史跡の保存管理の主体は、市担当部局がその任を担うが、多岐にわたる保存活用を推進するために、市関係部局と連携するとともに、地域住民や近隣教育機関との連携の維持、及びさらなる強化に努め、十分な相互理解と協力体制の構築を図っていく。そのためにも「板付弥生のムラ運営会議」についても、これまでの枠を超えた主体との連携を図りながら機能強化につとめる。

このことにより、本市歴文構想に示すように、地域・市民・NPO等活動団体・企業・研究教育機関・行政等、多様な主体の連携により保存活用に努め、価値の社会還元や持続可能な保存活用の実現を目指すものである。

第8章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

第4章で述べた遺跡の本質的価値を確実に保存するために、各構成要素に応じた適切な保存管理を行う。また、現状変更等（現状の変更または保存に影響を及ぼす行為）にあたっては取り扱い基準を設け、対応を進めることとする。

第2節 保存管理の方法

1. 保存管理の方法

前節を踏まえ、保存管理の方法を以下の通り示す（表8-1）。

表8-1：構成要素ごとの保存管理の方法

		構成要素	保存管理の方法
史跡板付遺跡	構成する諸要素を本質的価値を	環濠・竪穴住居等の生活遺構、甕棺墓等の埋葬遺構、水田・水路等の生産遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・現状保存を原則とし、確実な保存を図る。 ・保存環境について定期的に点検を行い、必要に応じて保存措置を講じる。
		土器・石製品・木製品・植物遺存体等の遺物	
	密接に関連する要素を本質的価値と	土器・石製品・木製品・植物遺存体等の出土遺物	
	その他の諸要素	その他の時代の地下遺構	
		本質的価値と間接的に関係する要素	
板付遺跡弥生館及び館内の大型遺跡模型等の展示物			
保護盛土・案内サイン・説明板・石製標柱名称板・防護柵・その他安全管理等の施設			
その他の要素	民有地における構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者と連携をはかりながら点検を行う。 	
周知の埋蔵文化財包蔵地としての板付遺跡			<ul style="list-style-type: none"> ・建築・土木工事等の際には、文化財保護法第93・94条の規定により届け出が必要である。 ・地下に本質的価値に関連する遺構が確認された場合は、地下遺構の保存について、地権者・施工者等に理解と協力を求める。 ・今後の調査・研究の進展の結果、重要な遺構等が確認された場合には追加指定について検討を行う。

2. 通常管理

市担当部局は、本史跡の維持管理や諸要素が史跡に与える影響の把握を目的として、雨水等による保護盛土の流出を原因とする遺構、遺物の露出のほか、管理施設の破損の有無などを定期的に点検する。上記の異常などを地域住民や来訪者が確認した際は、市担当部局に速やかな連絡を求める。点検項目については、表8-2の通りである。

定期点検等において破損や異常が確認され、保存のための適切な措置を講じる必要がある場合には、必要に応じ文化庁・福岡県文化財所管課などの関係機関とも連携を図りながら対応を図る。市担当部局は必要に応じ毀損届等の事務処理を速やかに行い、復旧が必要な場合は復旧届、終了後に完了報告の提出を行う。維持補修にあたっては、必要に応じて本市関係部局と連携を図り実施する。なお、不法投棄、スズメバチなどの有害生物についても、同様に連携して対処する。

日常的な管理は、清掃や定期的な除草などの人力で行える軽微な植生管理である。なお、Bゾーンの覆屋周辺等、動線上、雑草が生えやすい場所については、定期除草以外の個別対応を検討する必要がある。

指定地内で新たな遺構や遺物などの発見があった際は、市担当部局が速やかに記録を作成したうえで、遺構においては保存処置を講じ、遺物については取り上げを行う。

表8-2：通常管理点検項目

地区区分	分類	管理項目	確認点	回数
計画地	遺構	地下遺構	掘削・地面の割れ	1回/1か月
		遺物（未調査分）	露出・破損	
	工作物等 （史跡整備）	復元建物	破損・汚れ	
		遺構表示	破損・汚れ	
		説明板	破損・汚れ	
		標柱	破損・傾き	
	境界標	境界標	破損・傾き	
		境界標	破損・傾き	
	覆屋（弥生館）	建築本体	破損	2回/年
		付帯設備	破損・不具合	
	工作物等 （史跡整備以外）	防護柵	支柱亀裂・ネット破れ	4回/年
		側溝	破損・詰まり	4回/年
	樹木	剪定	支障木等の有無・有害生物の営巣	適宜
草地	草刈り	定期的な草刈り	3回/年	

3. 緊急時の対応

台風襲来などが予想される場合は、事前に指定地内の状況を確認する。通常管理で把握している破損箇所等については、毀損を最小限に抑えるための対策をとる。

強風や大雨及び揺れが強かった地震等の自然災害発生後は状況確認を行い、被害を確認した場合は、被害状況を速やかに確認し、市担当部局など行政内部での情報共有を図った上で、緊急的な対策、災害復旧等の方法について協議を行う。その後、遺構の破壊等が確認された場合には、毀損届など必要な行政事務を迅速に行う。

災害等により防護柵等が被害を受け、それらの危険性が高まった場合は、立入禁止区域を設け、一般者が立ち入らないようにする。危険箇所や立入禁止区域については、地域小中学校や地元自治会等に報告と説明を行い、安全対策や史跡保護への協力を依頼する。

第3節 現状変更の取り扱い基準

文化財保護法第125条第1項では、指定地内において、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更」という）をしようとするときには、文化庁長官の許可を受けなければならないと定められている。ただし、同法184条第1項第2号及び施行令に基づき、表8-3に該当するものについては、福岡市が許可にかかる事務を行う。また、現状変更の取り扱いについて、同表に該当する項目がない事例が生じた場合や、疑義等が生じた場合は、文化庁及び福岡県教育委員会とも連携を図りながら、対応していくものとする。

いずれの場合においても現状変更の内容が、史跡の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合や、史跡の価値を著しく減じるおそれがある場合は許可することはできない（文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更の許可の事務の処理基準 平成12年4月28日文部科学大臣裁定 より）。

なお、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合については、現状変更規制の対象外である。

表8-4に指定地内における現状変更等の取り扱い基準を示す。

表8-3：福岡市が処理する事務（文化財保護法施行令第5条第4項）

イ	小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
ロ	小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ	工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
ニ	法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ	建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
ト	木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ	天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ	天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル	天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ	イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

表8-4：指定地内における現状変更等の取り扱い基準

ゾーン	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
	集落域（環濠・貯蔵穴等）	水田域（水田・水路）	水田域（早期の水田・水路）
概要	台地に立地しており、弥生時代前期の環濠集落や貯蔵穴等が検出されている集落域。 現在は、当時の環濠集落を復元整備公開している。	沖積地に位置しており、弥生時代前期の水田や水路が確認されている。 現在は、史跡の大型模型及び体験展示を配置した覆屋や復元水田を整備公開している。 水路部分の一部に私有地を含む。	沖積地に位置しており、弥生時代前期の水田の他、稲作開始期の水田と取排水溝を備えた同時期の水路が確認されている。 現在は埋め戻しの上、現状保存している。
方針	史跡指定地内では、原則として現状保存を基本方針とするが、現状変更を行う場合は、文化財保護法第125条第1項に基づき、文化庁長官の許可を受け受けなければならない。 なお、史跡の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合や、史跡の価値を著しく減じるおそれがある場合は現状変更等を許可することはできない。		
現状変更行為	発掘調査	調査研究、保存、整備に関わる発掘調査については、必要最小限の範囲で遺構の保存に影響を与えない条件で認める。	
	地形改変	遺構の保護もしくは復元など、史跡の保存・管理・整備・活用を目的とした内容であり、地下遺構に影響を与えないかつ景観との調和を図るものに限って認める。 私有地においては、史跡内の地下遺構に影響を与えないかつ景観との調和を図るものに限って、災害復旧、住民や来訪者の生活の安全確保等を目的とした造成等は認める	
	建築物	史跡における保存・管理・整備・活用を目的とした新築、改修、除却については、史跡内の地下遺構に影響を与えないかつ景観との調和を図るものに限って認める。 私有地においては、史跡内の地下遺構に影響を与えないかつ景観との調和を図るものに限って、同規模の新築・改修・除却を認める。	
	工作物	史跡における保存・管理・活用・整備を目的とした設置、改修、除却については、史跡内の地下遺構に影響を与えないかつ景観との調和を図るものに限って認める。 私有地においては、史跡内の地下遺構に影響を与えないかつ景観との調和を図るものに限って、設置・改修・除却を認める。	
	木竹	伐採や植栽について史跡における保存・管理・活用・整備のために必要で、かつ史跡景観の向上を目的とするものであれば、地下遺構の保存に影響を与えない範囲で認める。なお、伐根については地下遺構への影響等を考慮し、その都度検討するものとする。	
	災害復旧	災害の拡大防止、復旧のために必要な場合に限り、地下遺構に影響を与えないかつ景観との調和を図るものについて認める。	
	その他	保存・管理・活用・整備に資するものあるいは防災・安全等において必要なもので、史跡内の地下遺構や景観の保存に影響を与えないものに限って認める。	

第4節 追加指定と公有化

1. 追加指定

本史跡が位置する、周知の埋蔵文化財包蔵地である板付遺跡においては、既往の78次に及ぶ発掘調査等から旧地形や遺構分布等の解明が比較的進んでおり、史跡指定地外においても弥生時代形成期以降の生活遺構や各時代の水田遺構が確認されている。

近年の板付遺跡における調査事例から、発掘調査にかかる個々の開発面積が狭小な例が大半である上、特に水田遺構については時期の決定、面的な確認に困難が伴う場合が多い。その中でも、取排水にかかる水路・井堰等の水利施設や畦畔・足跡などの遺構や、層位や自然遺物の分析などから、弥生時代前期以前に水田の形成が遡ると認定される場合等には、弥生時代を代表する遺跡としての板付遺跡の歴史的意義にも鑑み、地権者等にも理解と協力を求めながら、追加指定等を含めた保存の措置についても検討する。

また、本史跡は都心近郊に位置していることから、今後も史跡地周辺の未指定地で大小の開発が行われ、それに伴う発掘調査が実施されると考えられる。既往の調査結果も含め、再度情報を蓄積し、分析を加えながら、弥生時代前期以前に遡る水田等が残されている可能性が高い地点や、本史跡の本質的価値に関連する遺構・遺物の分布する範囲を推測する根拠を充実させていく必要がある。

2. 公有化

本遺跡の指定地は、合計124筆・31,044.47㎡を計る。このうち、公有地が116筆・29,948.87㎡、民有地が8筆・1,095.60㎡となっており、これまでに全体の約96%について公有化が完了している。民有地は指定地Bゾーンの北東隅にまとまっており、現時点では、当面公開の対象とはしていないため、史跡指定地の公有化に際しては、土地所有者の意向をふまえたうえで、個別に対応を検討するものとする。

第9章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

本史跡においてはこれまで、屋内外の展示・活用の充実を図り、見学者を「板付弥生のムラ」のムラ人とし、体験によるムラ作りへの参加を促すとともに、子どもたちがあつまる「道草博物館」を目指した取り組みを進めてきた。加えて今後は、国内外の観光客や都市化に伴って増加する新しい地域住民等、これまで以上に多様な人々に対して、史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるための、『板付弥生のムラミュージアム』として、情報発信や活用の充実を図るものとする。

第2節 活用の方法

1. 情報発信と最先端技術の積極的利用

活用に際して、まずは史跡板付遺跡へ訪れてもらうための情報発信を積極的に行う。なお、情報発信においては、最新の調査事例や研究成果をもとにしながら、文化財の価値を知り、守ることで、都市の活力を生み出すとともに、観光や地域資源として都市の魅力向上につなげるという、本市歴史文構想に示したサイクルの構築を目指し、史跡の本質的価値を、より分かりやすく伝えることを第一とする。また、多くの人が史跡を訪れるきっかけをつくるために、日々の活用状況や史跡の価値伝達に資する情報を盛り込み、史跡板付遺跡への興味・関心の涵養を促す。情報発信の手法としては、本市文化財活用部ホームページ「福岡市の文化財」(図9-2)や、定期的に更新をしているInstagram (fukuoka_bunkazai) 等のSNSを積極的に活用する。

また、近年、簡易なものであれば、個人ユーザーレベルでAR等のデジタルコンテンツの作成も可能になっているため(図9-1)、本市のその他の史跡の活用において、すでに使用を開始しているが、これらが理解促進や周知の面で非常に有用であることを結果として得ている。文化財に対する門戸を広げるためにも、本史跡の活用や情報発信に際して、最先端技術を積極的に取り入れるものとする。



図9-1：最先端技術の導入事例
(3Dデータ・史跡金隈遺跡の甕棺)



図9-2：福岡市の文化財 HP

2. 教育における活用

(1) 学校教育における活用

学校教育における活用にあたっては、これまで本史跡で行ってきたように、復元集落で弥生時代の情景を感じ、体験型の学習を通して、昔の生活を体感することによって、史跡がもつ本質的価値を分かりやすく伝えることに努める。そのうえで学校等との連携を強化し、学校教育のカリキュラムとして、復元水田での田植え、稲刈り及びこれにかかる各体験学習を継続的に実施する。なお、小学校を対象とした学習においては、体験のみで完結させるだけでなく、今後は史跡がもつ価値をより分かりやすい方法で伝えるとともに、小学生自らが史跡の価値を発信することでシビックプライドの醸成を促すなど、新たな学習の手法を検討していく。

(2) 社会教育における活用

地域活動と連携し史跡内での現地見学や、歴史講座、地域サークル利用などを通して、本史跡が有する価値等についてわかりやすく伝え、歴史、及び史跡板付遺跡への理解を促進する。

3. 地域における活用

本史跡は、地域に根差した史跡であり、周辺地域における活用が重要である。特に、田植えや稲刈り等、復元水田を中心とした季節ごとの活用イベントにあたっては、地域と共同して実施しており、引き続き協力体制の維持に努め、発展的に継続していくものとする。また、その他の地域活動の場として積極的な利用を図りながら、都市化に伴い多様化する地域住民のつながりを再構築する場として供する。これによって史跡板付遺跡に対するほこりや愛着の醸成を図る。

4. 観光における活用

本史跡は、日本文化の生成に重要な役割を果たした、水稻耕作の受容地であり、日本文化の成り立ちを知る上でも極めて重要な遺跡であり、貴重な歴史観光資源である。

また、本史跡は福岡空港に近く、都市部に位置することから公共の交通機関による交通アクセスも良好で、さらに周辺には大型商業施設も立地している。これらの環境や立地の強みを活かし、本市観光振興関連部局や民間事業者等と連携しながら、積極的な観光利用を推進する。

5. 多様な史跡との連携

本史跡が所在する博多区内には、史跡金隈遺跡と史跡比恵遺跡の2つの弥生時代の史跡が所在する。また、市域単位で見ると、弥生時代の史跡としては史跡吉武高木遺跡、史跡野方遺跡があり、本市は弥生文化に触れることができる貴重な地域といえる。また、本史跡と関連する集落や水田等が確認された周知の埋蔵文化財包蔵地として、周辺には那珂遺跡群・雀居遺跡・諸岡B遺跡・雑餉隈遺跡・笠拔遺跡・野多目A遺跡等も存在する。このような環境をいかし、各史跡の回遊性を高め、弥生文化を総合的に理解するための取り組みを検討する。その取り組みにより、本市歴史構想に示した歴史文化エリアである「那珂・席田エリア」のもつ歴史文化ストーリーに触れ、体感することにつなげていくものとする。

また、近隣市町村においても、春日市の史跡須玖岡本遺跡や糸島市の三雲・井原遺跡等多くの弥生時代の遺跡が指定されており、あわせて他の市町村との連携も積極的に検討するものとする。

なお、令和4年度より、「弥生の御朱印巡り」として、西日本各地の史跡の回遊性を高める事業を実施(図9-3・4)しているが、本史跡もその一施設として参加しており、現在の取り組みを継続しつつ、国内における弥生時代の史跡との連携を図っていく。



図9-3：弥生の御朱印巡りチラシ

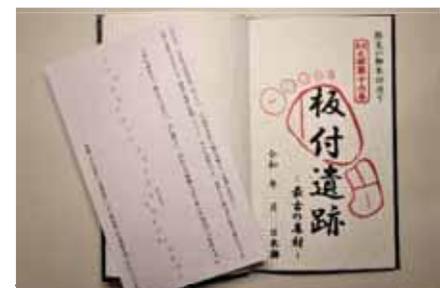


図9-4：弥生の御朱印巡り(板付遺跡)

第10章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

本史跡の整備に当たっては、その前提として、最新の調査事例や研究成果を集積していく必要がある。そのためにも本市歴史構想において示すように、「もの」「ばしょ」「いとなみ」について、価値を定義し、情報を集め、整理体系化したうえで、広く共有するためにも、調査研究による「文化財を知る」取組の推進が求められる。

本史跡では、これまでも「弥生時代前期の板付弥生のムラの復元」を目指した整備を行い、屋内外の展示の充実に取り組んできた。今後も、本市歴史構想に示す、「ばしょ」の文化財である史跡において、多様な手法により、過去の「いとなみ」が体感できる整備を目指すものとし、史跡の本質的価値を次世代に継承できるよう地下遺構の保存を第一としたうえで、史跡の本質的価値を構成する諸要素を様々な手法で明確に表現し、本史跡の価値を来訪者に分かりやすく伝えることができる整備を行うものとする。さらに、整備にあたっては、既存の整備手法を継承しつつ、より効果的な価値伝達を目的として、最先端技術その他の導入を積極的に検討する。

このような方向性のもと、本史跡全体が、国内外からの多様な来訪者に対して「板付弥生のムラ」の本質的価値を伝えることのできる「ミュージアム」となるような整備を目指すものとする。

なお、指定地内のうち当初指定範囲（A・Bゾーン）については、すでに整備を行っているため、次節で、今後実施が必要となる二期整備の方向性を示す。対する未整備地（Cゾーン）については、早急な整備が求められており、整備の手法や内容について、具体的に明示し、計画策定後早急に整備を行うものとする。

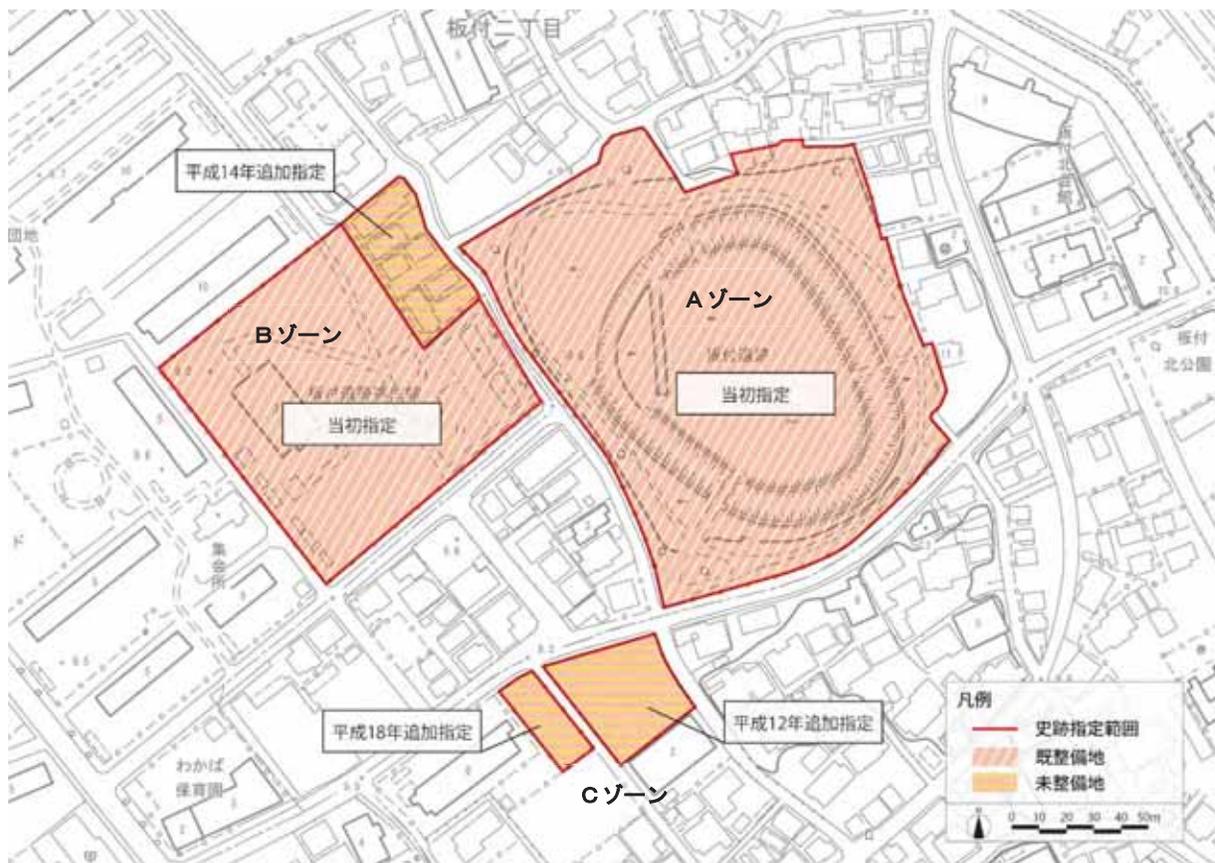


図10-1：史跡指定範囲と整備地

第2節 整備の方法

1. 既整備地（A・Bゾーン）の整備の方法

（1）保存のための整備

史跡板付遺跡の本質的価値とこれを構成する諸要素を確実に保存するために、影響を及ぼす可能性があるものについては、即自的に対応を行う。特に、樹木についてはいずれも想定を超えるほど生長しており、根の地下遺構への影響も懸念されることから、即自的かつ計画的に整理を行う。また、覆屋の付帯施設として設置している倉庫は雨漏り対策として屋根をブルーシートで覆って補強しているが、史跡景観を損ねる要因にもなっているため、即自的対応を含め検討するものとする。この他、被災が想定される部分については補強を検討する等、遺構の保護に万全を期す。

（2）活用のための整備

既整備地については、道路によって分断された環境を活かし、「歴史体験と交流の広場」として弥生時代前期の集落を復元したAゾーンと、「学習の広場」として、遺跡の大型模型や体験学習用の復元遺物とこれを保護する覆屋等を配置したBゾーンで機能差をもたせている。

今後の二期整備においても、当初の整備コンセプトを継承するが、今後の多様な来訪者を想定し、XR（クロスリアリティ）等のデジタル技術を活用したより分かりやすい展示・解説機能の導入等も検討する。また、経年による劣化が著しい復元遺構においては、防災や恒久的な仕様を目的とした耐候性に優れた材料による部材復元等も視野にいれて検討する。

なお、二期整備の詳細については、今後作成する整備基本計画等により、今日的なニーズを十分に考慮し、耐久性や費用対効果を勘案したうえで、最適な手法を検討することとする。

2. 未整備地（Cゾーン）の整備の方法

（1）整備方針

対象地では、複数の時代の水田面が層をなして検出されているが、弥生時代前半期の水田としては、板付式土器と夜臼式土器が共伴する弥生時代前期の水田と、夜臼式土器のみが出土する弥生時代早期の水田面が確認された。後者は、日本における最古級の水田であるが、この水田には畦畔や水路の他、取排水溝や井堰が伴っており、日本における水稻耕作は、開始当初より極めて高度な技術を備えていたということが明らかになった。

水田は本史跡の本質的価値を構成する重要な要素のひとつであり、整備にあたっては、弥生時代早期の水田の平面表示を中心として、解説機能を付属させる。

また、県道沿いに接する利点を活かし、史跡来訪者だけでなく、地域住民等が訪れやすい環境を創出し、日常的な憩いの場を提供する。そのために休憩機能を備え、憩い学ぶことで史跡への愛着や興味の涵養を促す。

なお、発掘調査の結果、対象地では水田遺構が確認されているが、調査後埋め戻しが行われており、一部については、さらに保護のために盛土されている。また、確認された水田遺構は、現況の地盤面より1m以上低いため、現状で保存のための新たな整備は必要としない。

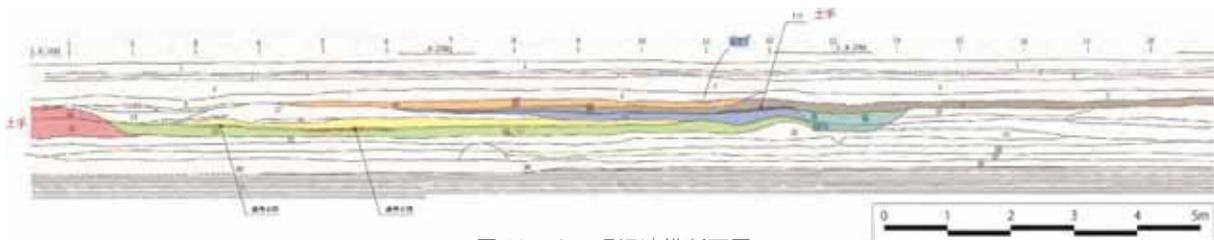


図10-2：現況遺構断面図

(2) ゾーニング及び動線計画

史跡南側に位置し、未整備地であるCゾーンは、すでに整備を行っているA・Bゾーン同様、道路によって分断された2地点に分かれる。今回の整備では、この環境を活かし、両地点にそれぞれ異なる機能を持たせることとする。

弥生時代早期の水田及び付帯施設が検出された東側については、一連の遺構を平面表示によって表現する「遺構復元ゾーン」とし、西側については、史跡説明板や、四阿等を設置し、休憩機能を備えた「憩いと学習ゾーン」として、それぞれを有機的に結び付ける。

また、「海を通じた多様な交流がもたらした、日本文化の基層をなす稲作の受容」という本史跡のストーリーを伝達するため、A・Bゾーンとの結びつきを意識したうえで、指定地全体の動線について図10-3の通り計画する。

まず、史跡見学の拠点となるBゾーンの覆屋において、出土遺物の見学や体験型展示コーナーでの体験、大型模型の観察によって、史跡や弥生時代前期の文化についての基本的な内容を把握する。その後、Bゾーンの復元水田及び復元水路では、水稻耕作開始期の水田の構造を理解し、次に訪れるAゾーンでは、先に見た弥生時代の集落景観を同規模で没入的に体験することで当時の暮らしについてさらに理解を深めていく。最後に訪れるCゾーンは、日本における水稻耕作の起源がさらに遡ること、最初期の水田はすでに高度な技術を備えていたことが明らかとなった地点であり、本史跡の価値をさらに高めた場所と言える。A・Bゾーンで、本史跡がもつ価値を、弥生時代形成期の人々の「いとなみ」を体験して理解し、最後にこの新たな価値に触れることにより、「ばしょ」と「もの」を一体的に理解することで、本史跡を総合的な理解促進を促していくものとする。

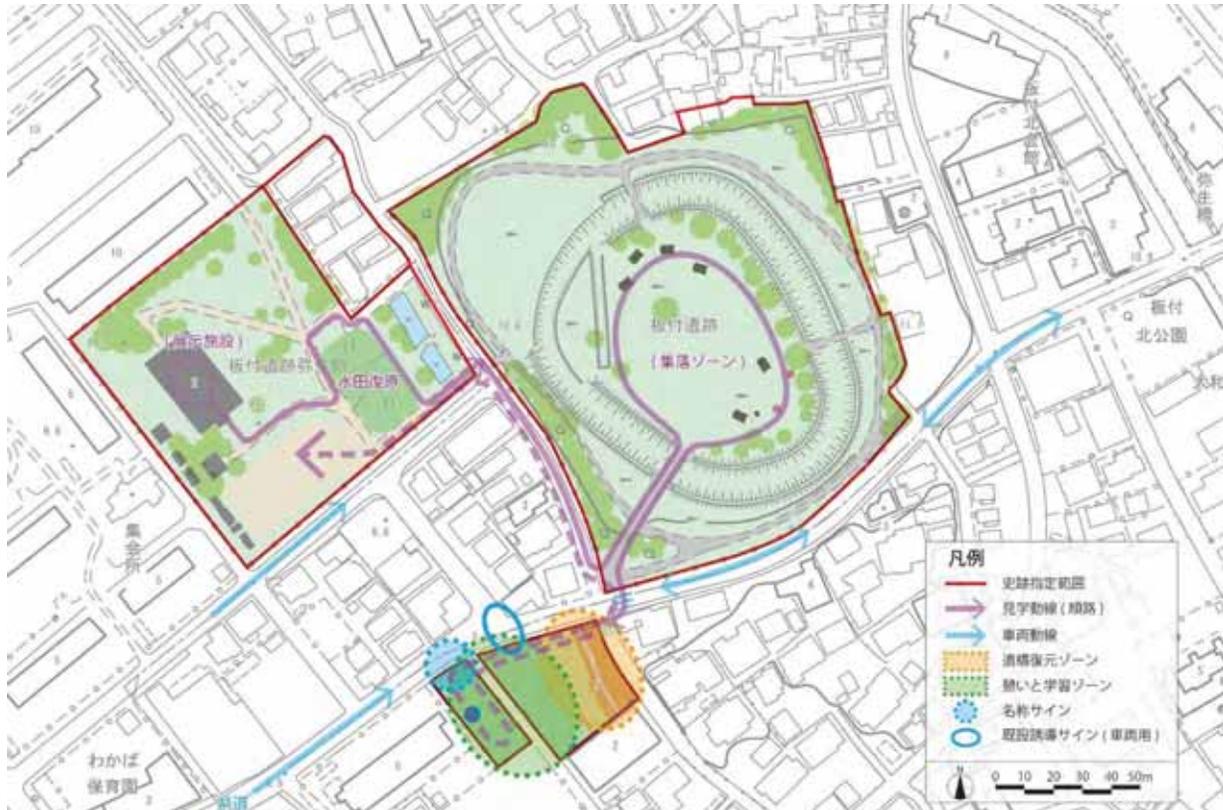


図10-3：ゾーニング・動線計画図

なお、上記の通り、各地点は道路により分断されているため、動線計画にあたっては安全性の確実な担保が必要である。すでに整備しているAゾーン・Bゾーン間の移動については、Bゾーン南東部の横断歩道を渡り、Aゾーン西側の歩道を通ってAゾーンへ至る既存の動線を使用することとする。AゾーンからCゾーンへの移動については交通量が多い道路を渡る必要があるため、Aゾーンの南西側の横断歩道へ誘導する仕掛けが必要である。

(3) 遺構表示

各遺構については、表10-1のとおり、遺構の種別ごとに素材を変えて表示を行う。平面表示を基本とするが、水田・畦畔・水路について、安全が確保できる範囲で起伏を設け、視覚的に水田の構造を理解できるような表現とする。

表10-1：遺構表示に用いる素材一覧

水田遺構	水路	畦畔	氾濫原
土固化カラー舗装	透水性コンクリート舗装	貼芝	地被（クラピア）
			

(4) 施設計画

①名称サイン

史跡の景観に配慮したうえで、視認しやすいものを設置する。なお、本市作成の「外国人への情報提供の手引き」に基づき多言語化する場合、英語は必ず使用するものとし、あわせて中国語、韓国語の併記についても検討する。

②説明板

史跡の価値を来訪者に伝えるために設置する。なお、説明板は西側を中心に設置し、あわせて透過パネルを設置することで、理解の促進を図る。また、あわせて注意看板も設置するものとする。

③境界標・防護柵

史跡の管理上必要な境界標を設置する。また、周囲を車道に囲まれているため、安全性の観点からも防護柵の設置は必須だが、防護柵は周囲からの遮断を目的としたものではなく、周囲から中が見通しやすいものを設置する。なお、北側の県道沿いは指定地と車道の間が狭いため、見学者の安全を確保するために、防護柵の一部を南側に引いて設置する。

④車止め

北側の県道沿いには、車両の侵入防止のための車止めを配置する。なお、維持管理時に車両の乗り入れが必要になることもあるため、設置にあたっては着脱式のものとする。

⑤休憩施設

憩いと学習ゾーンには、四阿等を配置し、その下にベンチを設置して、滞在したくなるような空間づくりを目指す。

(5) 整備プラン



図 10-4 : Cゾーン整備計画図

(6) 未整備地の供用後に想定される活用イメージ

①透過パネルを通して見る弥生の風景

足形表示の西側に設置した透過パネルを通じて、当時の水田で農作業を行っていた弥生人の姿を重ね合わせ、理解を深める。検出された足跡遺構ごとの体勢などを連続写真のように展示することで、より臨場感を持った場面の提供が期待できる。



図 10-5 : 透過パネル整備例 (吉武高木遺跡)



図 10-6 : 透過パネル整備例 (みあけ史跡公園)

②周辺住民の日常的な利用

西側エリアは、周辺住民の日常的な利用を想定し、四阿下での休憩、芝生スペースでの子どもの遊びなどを想定する。



図 10-7 : 四阿イメージ

③遺構表示から学ぶ当時の稲作

東側エリアに表示された水田遺構の平面表示から、規模感や構造、構成を学ぶ。

第11章 史跡の運営・体制

第1節 運営・体制の方向性

運営については、文化庁や福岡県の助言を受けながら、現地に常駐する指導員・管理人や地域等の協力を得て、充実した運営を目指す。また、本史跡のマネジメント体制については市担当部局が担い、本計画に基づいて実施にあたることとしながら、本市関連部局とも連携を図り、本市が一带となって携わる。

さらに、本市歴史文構想に示すように、文化財の保存活用に様々な主体が取り組むことにより、文化財の価値を社会に還元し、持続可能な保存活用の実現につなげていくとの考えのもと、現在の運営基盤となっている「板付弥生のムラ運営会議」のさらなる充実を図るものとする。そのためにも保存活用を担う主体として、市民・地域コミュニティ・文化財所有者・NPO等活動団体・企業等・大学等研究教育機関・行政などの多様な主体との連携による、保存活用の推進を目指す。

第2節 運営・体制の方法

本計画に基づき史跡のマネジメントを円滑に行うために、まず市担当部局が主体となり、観光振興等の本市関係部局と協議の上、密接に連携し、情報共有を行っていく。

また、将来にわたって日常的な管理や充実した活用を継続して行うためには、地域や各種団体などの多様な主体が参画できるよう、連携体制を強化していく必要がある。そのために地域住民に対して本史跡がもつ価値を伝える必要があり、地域を対象とした広報を積極的に行う必要がある。

さらに、講演などの学習活動や積極的な情報発信を行い、その他の団体や民間事業者等との協力・支援体制を構築し、多様な主体間のネットワークを形成した運営を推進する。



図 11-1 : マネジメント体制

第12章 今後のスケジュール

第1節 計画の実施

本計画は、令和5（2023）年4月1日から発効し、同日より実施することとする。

第2節 保存活用のスケジュール

本史跡の保存活用計画のスケジュールを保存管理、活用、整備に分けて表12-1のとおり示す。なお、本計画策定後おおむね5年を短期、以降5年を中期とし、本計画を超える部分を長期とするが、今後の諸状況によりスケジュールは変更になる場合がある。

1. 保存管理

日常的には、第8章で示したとおり各構成要素に応じた方法で、史跡の保存管理を行う。

2. 活用

地域や近隣小学校を対象とした活用は、これまでの活用方法を踏襲しつつ、都市化に伴い多様化する地域住民のニーズに合わせた発展的な活用を図る。また、国内外からの観光利用等も見据え、最先端技術を導入した新たな活用手法を積極的に検討する。

なお、本史跡が位置する板付遺跡における調査研究の進展に伴い、展示などの活用には最新の成果を反映させることとする。

3. 整備

未整備地（Cゾーン）においては、第10章第2節2を基に、本計画策定後の実施設計、整備工事を目指す。また、既整備地（A・Bゾーン）については、中長期的に二期整備にかかる基本計画の策定、設計、工事への取り組みを目指すものとする。なお、基本計画策定や設計の段階で必要が生じた場合は、適切な手続きを経て発掘調査を行う。

第3節 経過観察

本計画の内容の実現に向けて、実施状況を把握し、確認するため、特に第8章～第12章で定めた方向性や手法、スケジュール等を年1回程度、市担当部局を中心として自己点検していく。

なお、計画期間内に本計画の見直しを行わざるを得ない状況になった場合、地域・有識者・関係機関等の意見を聴取し、適切な措置を講じる。

表 12-1：保存活用のスケジュール

区分	項目	期間		
		短期（5年）	中期（5年）	長期
保存管理	通常管理	—————	—————	—————
	現状変更対応	—————	—————	—————
	（追加指定）※必要に応じて	- - - - -	- - - - -	- - - - -
	（公有化）※必要に応じて	- - - - -	- - - - -	- - - - -
活用	情報発信	—————	—————	—————
	教育（学校教育・社会教育）	—————	—————	—————
	地域	—————	—————	—————
	観光	—————	—————	—————
	その他の史跡との連携	—————	—————	—————
整備	未整備地（Cゾーン） ・実施設計 ・整備工事	——— —————		
	既整備地（A・Bゾーン） ・計画 ・設計 ・二期整備工事		- - - - - - - - - - - - - - -	- - - - - - - - - - —————
	経過観察	—————	—————	—————
	計画の変更・改定準備		- - - - -	- - - - -

史跡板付遺跡保存活用計画
令和5（2023）年3月

発行 福岡市
福岡市中央区天神1-8-1